両周交替期称「王」起源考

谷 秀樹

はじめに

西周代から東周代への移行を経て認められる重要な変化の一つとして、周王以外に複数の称「王」者が新たに出現し始めたという点を挙げることが出来る。春秋期においては楚王,徐王,呉王,越王等、特に中原地域とは遠隔の異文化世界である江南地域で称王者が続々と登場し、次いで戦国期に入ると韓,魏,趙の三晋諸国に代表されるいわゆる「戦国の七雄」等の諸王国が中原地域をも含めてひしめき合うようになる。そうして、やがて全ての王を併呑する形で秦帝国が出現するに至るのである。

このような称王者の乱立現象を誘発する発端となったのが、西周代末期における周王権自体の支配力の低下とその結果として前771年にもたらされた幽王敗滅であったことは言うまでもない。それ故に、後世からの目線では、恰も春秋、戦国期は周の弱小化と称王者の増殖が同時並行的に進行した一貫性のある時代であったかのように映るのである。しかし、例えば同一の文字が指し示す内容が時代の推移と共に変化していくように、両周交替期に現れる称「王」者と春秋、戦国の交替期に出現する称「王」者を安易に同列に論じることは危険である。むしろ両者の間に横たわる意味的差異にこそ、両時代の断層を見出すべきであろう。

両交替期に出現する称王者のうち、前者の両周交替期において嚆矢的に称王を開始したのは楚であった。周政権と楚との交流の機縁は周王朝成立以前の先周期にまで遡り、周原甲骨によると、殷末周初の時点において周は楚君を「楚子」と呼称してその入朝を受け入れていたものと見られる¹⁾。同時期、周政権は楚と同じく陝東地域に所在したと見られる胡国等に対しても通使しており²⁾、克殷を控えて、陝東地域の諸侯との間に友好関係を構築しようと意図していたものと考えられる。

周王朝の発足後、昭王期に楚征伐が企画されて王朝側の敗退に終わるという曲折はあったものの³⁾、その後は通使も再開して一定の交流関係が再開されていたものと見られる⁴⁾。西周中期の段階で楚は湖北省宜昌市枝江市白楊鎮万福瑙付近に拠点を構えていたようであり⁵⁾、万福瑙遺址では楚季鐘[『銘続』(中期後段[1015])]が出土している。器銘に「楚季宝鐘。厥孫廼献于公、公其万年受厥福」と見える「公」は楚公を指すものと解され、この時点で楚君は既に称公していたことが判る⁶⁾。そうして宣王期に入ると、楚は山西方面の晋国や側国との間に独自の交渉ルートを開拓しており、山西省臨汾市北趙晋国墓地 M64 晋穆侯墓や山西省運城市絳県横水鎮横北側国墓地 M2055 からは楚公逆が作器した楚公逆編鐘(後期[15500-15501、15782])や楚公逆剣が出土している⁷⁾。当時、晋穆侯は周王朝に協力して山西地域の諸戎討伐戦に参画しており、先代:献侯の勤王事業を継承して王朝に対する軍事的貢献に努めていた⁸⁾。また、穆侯は同時期に斉国との間で通婚関係を形成しているが、これも当時の王朝が推進していた婚姻ネットワーク樹立構想に伴う措置であったものと考えられ⁹⁾、宣王初年における斉国との軋轢を解消して関係の再構築を図りたい王朝の意向に基づく施策であった可能性が指摘出来る¹⁰⁾。従って、穆侯と楚との交渉関係の構築も、斉に対する施策

と同様に楚との親和を図りたい周王朝からの使嗾を受けての対応であった可能性が想定されるのである。一方、このような晋、楚の接近を糸口として間もなく王朝自体と楚との交流関係も進捗したようであり、関中王畿の中心地である周原の召陳で楚公豪編鐘(後期 [15170-15174])が出土している。楚公豪は熊儀若敖〈前760-前734〉であり、楚公逆(熊咢)〈前799-前761〉の次代の楚君であるので、2代に渡る周・楚間融和の継続が確認できる¹¹⁾。

しかし、楚公豪の孫である武王熊通〈前710-前690〉が登場すると楚君は王を称し始め¹²⁾、次第に東周王朝系の諸侯との抗争が本格化していくことになるのである。そうすると、楚と周の関係性が親和的な関係から対抗関係ひいては敵対関係へと転換し始めたのは、楚公豪から武王にかけての移行期であったものと判断され、当該期の特殊な政治情況が楚の周王朝に対する関係性の変化とその称王につながる契機となっていたものと判断される。そうして、この時期は周王朝がその本拠を関中王畿から河南王畿へと移動させた"東遷期"に該当しているのであり、東遷期における周王朝体制の変容過程の分析が楚称王の端緒の理解にもつながるものと考えられる。

本稿では、両周交替期における称「王」者の出現過程について考察し、当該期における称王とは本質的にどのような政治史的意味を持っていたのか、について解明することを目的とする。称王者の例として、その端緒となった楚王の事跡を取り上げることにし、まずはその歴史的背景として西周時代における称王習俗の伝統について同時代史料である金文史料のデータに基づいて再検討し、ついで楚の称王の直接的契機となった東遷期における王朝政治の推移について、清華簡『繋年』等の出土史料及び伝存の文献史料を主な史料源としてその復元を試みる。そうして、東遷期という特殊な時代情況のもとで何故楚が称王に踏み切ったのか、その称王事跡は両周史においてどのように位置づけられるべきなのか、について検討していくことにしたい。なお、金文の断代については、紀年が記されたものについては吉本道雅 2004, 2005 等に示された断代案に基本的に依拠することにし、紀事金文以外の金文については、呉鎮烽『銘図』及び同『銘続』,同『銘三』等の断代案を参考にすることにする¹³⁾。

第一章 西周代における関中王畿内称王

拙稿 2008b で概観したように、周王朝の理念や公的見解とは無関係に、関中王畿縁辺には事実として周王以外にも複数の称王者が併存していたことが金文史料によって判明している。そうして、その称謂事例は「国名・族名(+)王」の固有名詞の形式をとるものと「諡称(+)王」の形式をとるものとに分類され、各々の事例をまとめたものが〔表 1〕と〔表 2〕である。

このうち、前者の用例として挙げられるのが矢王,豊王, [後王, 豳王, 申王, 呂王等の諸例であり、西周前期から後期にかけてその呼称例が見出される。申,呂については第二章で詳述するので、本章では矢,豊, [後]、豳の各王に関してその所在地と各王間及び周王朝との関係性について概見しておくことにする。

矢王の故地は関中王畿西辺の陝西省宝鶏市付近であり、南流して渭河に注ぐ千河の中下流域沿岸にその関連遺跡が分布している¹⁴⁾。一方、豊王も同じく宝鶏市付近に拠点を有しており、北流して 渭河に至る清姜河の下流域東部のエリアがその勢力圏であったものと見られる¹⁵⁾。従って、矢国と

〔表 1〕西周代 [国名・族名(+)王] 事例表

(1) 西周前期

NO	王名	器名	器銘	出典・断代
1	矢王	矢王鼎蓋	矢王作宝尊彝	前期後段 [1550]
2			矢王作宝彝	前期後段[10587]
3	豊王	豊王泡	豊王	前期 [18471 – 18473]
4		豊王斧	豊王	前期 [18726]
5			隆王作 矢姫宝尊彝	前期前段[11684]
6	買王眔	買王眔觚	買王眾尊彝	前期 [9810-9811]
7		買王眔卣	買王眔作尊彝	前期 [13090]

(2) 西周中期

NO	王名	器名	器銘	出典・断代
8	矢王	矢王簋蓋	矢王作鄭姜尊簋、	中期後段 [4823]
9		同卣	矢王賜同金車弓矢、同対揚王休、	中期前段[13307]
10	豳王	豳王盉	豳王作姫姊盉	中期 [14723]
11		豳王壺	豳王作旅	銘続:中期 [804]

(3) 西周後期

NO	王名	器名	器銘	出典・断代
12	矢王	散氏盤	用矢業散邑、矢人有嗣堳田:鮮,且,微, 武父武父誓曰、我既付散氏溼田, 武父則誓厥授図、矢王于豆新宮東廷、	後期 [14542]
13	豳王	豳王鬲	豳王作姜氏齋	後期 [2776-2777]
14	呂王.	呂王鬲	呂王作尊鬲、	後期 [2877]
15		呂王壺	呂王造作芮姫尊壺、	後期 [12292]
16	昆疕王	昆疕王鐘	昆疕王寅作龢鐘、	後期 [15159]

(4) 春秋後期

NO	王名	器名	器銘	出典・断代
17	申王	叔姜簠	申王之孫叔姜、自作飲簠、	春秋後期 [5897]
18	呂王		、	春秋後期後段 [15351- 15359]・[15797-15804]

(5) 春秋時期

NO	王名	器名	器銘	出典・断代
19	呂王	呂王之孫疃戈	呂王之孫瓘之用	呂王之孫疃之用

- 注1 犬王祖甲鼎銘(前期 [1107])の「犬」字は、犬父丙鼎銘(殷後期 [804])を参照すると図象記号である可能性があるため、事例から除外した。
- 注2 西周代の称王に由来する春秋代器銘(申王及び呂王)も事例に含めた。

〔表 2〕西周代 [諡称(+)王] 事例表

(1) 西周中期

NO	王名諡称	器名	器銘	出典・断代
1	整 王	录伯刻簋	录伯或敢拝手稽首、用作朕皇考 釐王宝尊簋、	中期 [5365]
2	武半幾王	半伯簋	芈伯拝手稽首、用作朕皇考武芈 幾王尊簋、	中期後段 [5385]

(2) 西周後期

NO	王名諡称	器名	器銘	出典・断代
3	遅王	仲爭父簋	南申伯大宰: 仲稱父厥辞、作其皇祖考遅王, 監伯尊簋、	後期 [5199-5200]

(3) 春秋後期

NO	王名諡称	器名	器銘	出典・断代
4	申文王	申文王之孫州 森簠	申文王之孫州恭、擇其吉金、自作食 簠、	春秋後期 [5943]

- 注1 歴代周王の諡称例は除外した。
- 注2 釈文に関して、5199の器銘・蓋銘及び5200の器銘では「仲毎父大宰南申厥辞」とあるが、5200の蓋銘に「南申伯大宰:仲毎父厥辞」とある訓みに従った。
- 注3 西周代の称王に由来する春秋代器銘(申文王)も事例に含めた。

豊国とは渭河を挟んで至近の対蹠的位置に所在していたことが判る。それ故に、両国の交流関係も密接であったようであり、豊国の西隣の清姜河下流域沿岸に所在した強国の紙坊頭 M1 では、矢伯鬲(前期 [2700-2701])が出土しており、また同国の竹園溝 M7 では豊公鼎(前期 [1551])が出土している〔後述するように、称王者は公式には公や伯,仲,叔,季等の分族称謂を用いていた〕¹⁶⁾。強国を介しての矢と豊の交渉関係の成立が想定されよう。

次に、関中王畿中部北辺の甘粛省平涼市霊台県付近に目を転ずると、南流して渭河に向かう涇河中流域の白草坡墓地 M2 で陘伯の銘器が出土している¹⁷⁾。 陘王も通常は伯、仲等の分族称謂を用いていたものと考えられ、当地付近に陘氏の拠点があったものと推定されよう。同一墓地の M1 では 潶伯の銘器も出土しており¹⁸⁾、 潶伯も隣在する陘伯と同様に潶王を称していた可能性が指摘できる。諸伯が集住する事情については、当地が周辺の諸夷や密国の動向を監視するための軍事駐屯地であったからであるとする見解が提出されている¹⁹⁾。また、白草坡墓地に西隣する霊台県姚家河墓地 M1 では半叔の青銅銘器が出土しているが²⁰⁾、 半叔の同族である半伯は「武半幾王」の王諡称を用いており〈〔表 2) - 2〉、族名としても称王していた可能性がある。本族の地であるか支族の地であるかは別として²¹⁾、姚家河付近に羋氏の拠点が存在したという推考も成り立つであろう。他方、白草坡墓地に東隣する霊台県西嶺墓地 M1 では呂姜の青銅銘器が出土しており²²⁾、呂王の称謂事例を参着すると〈次章で後述〉、当地付近に拠点を有していた呂氏が移封前の段階で初発的に称王していた可能性も想定されよう。一方、豳王の故地は霊台県の東方に位置する咸陽市彬州市付近であり、辺防の地であるが故に王朝の直轄軍である豳蓝自乃至は豳自もその近傍に駐在していたようである²³⁾。

そうして、千河、清姜河、渭河の3河川交錯地の矢国、豊国、強国の間に一定のネットワークが形成されていたのと同様に、涇河中流域に隣接して所在する陘、(潶)、羋、呂、豳の諸王間にも類似の地域的なネットワークの成立が推定される。そして、陘王尊銘(前期 [11684])に「陘王作矢姫宝尊彝」とあるように、矢と陘との間で通婚関係が樹立されていた点に着目すると²⁴⁾、3河川交錯地の諸王グループと涇河中流域の諸王グループがより高次のネットワークで連携していた可能性すら指摘出来るのである。そもそも関中王畿西辺から中部北辺にかけての地域は、先周期に関中地域に成立した土器群A、B、Cの3集団のうち土器群B集団の分布域と重なっており²⁵⁾、基層となる文化要素を共有していたものと考えられる。

さて、前述のようにこれら諸王の称謂例は西周全期に渡って認められるのであるが、このことは諸王の併存が西周王朝にとって既に "既定の事実"として受け止められていたことを意味する。しかし、だからと言ってこの情況を周は公式に認めていたわけではなく、諸王は通常は公や伯,仲,叔,季の分族称謂で以て呼称され、一般の王畿内諸侯と同様の処遇を受けていたものと見られるのであり 26 (むしろ異質な存在として中央政治からは基本的に排除される傾向があった 27)、文献に全く彼等の称王の痕跡が残っていないのも、王朝による隠蔽工作が徹底された結果であると考えられる。

では、何故このような称王者が関中王畿内で輩出し、王朝はその称王を事実上黙認せざるを得ないことになったのであろうか。拙稿 2008b で指摘したように、それには克殷前後の特殊な政治情況を考慮する必要があるであろう。周原甲骨や周公廟甲骨に拠ると、殷末の時点で周政権は既に王号を僭称していたものと考えられるが²⁸⁾、周政権の西辺及び北辺に隣在する矢等の諸族も、同時期に同様の政治環境のもとで称王に踏み切ったものであろう。そうして、周政権はこれらの称王族とある種の同盟関係を結ぶことで後顧の憂いなく東進して殷王朝打倒を達成することができたものと考えられ、その後も矢等の諸族の功績を評価してその称王を慣例的に黙認することにつながったものであろう。周初の同時期において、或いは関中王畿以外の地でも称王者が存在したのかもしれないが、金文史料にすらその痕跡が残っていないのは、克殷後の周王朝がそれらの諸王の称王を非公式な形であっても基本的に容認しなかったからに他ならず、関中王畿内の諸王は王朝からのいわばお墨付きがあったからこそ称王を続けることが出来たと評することも出来るであろう²⁹⁾。

第二章 西周代における陝東地域称王

西周代において、関中王畿外で称王していたことが確認されるのは、申王と呂王の事例である。 両国は「申,呂」とも称される如く二国一体の協力関係を形成していたようであり³⁰⁾、関中外にお ける所在地も隣接していたものと見られる。

属王代後期の30年代、陝東地域南部で鄂侯の乱が勃発し、おそらく淮河上流域方面を席捲した上で一時は河南王畿にまで大きな脅威を与えたが、結局は内諸侯を核とする王朝軍によって鎮圧された³¹⁾。その鄂侯の跡地である河南省南陽市付近に封ぜられたとされるのが申と呂なのであり³²⁾、申君について『詩』大雅・崧高で「申伯」と称しているように、王畿内から派遣された内諸侯出自の族集団であって、爾後に外諸侯「侯」に任ぜられたものと見られる³³⁾。但し、二国のうち呂については金文上で西周後期に繋けられる称王事例が認められるが、申については春秋後期における事例しか認められず、西周期における称王史料はいまだ確認されていない(〔表 1〕参照)。しかし、

「二国一体」である呂が西周後期から既に称王しており、また同じく西周後期に南申伯の大宰:仲 毎父が祖「遅王」の青銅銘器を制作している以上〈(表2) -3〉、申君も西周後期の段階で称王して いたと判断して大過なかろうと思われる。南申伯の大宰:仲毎父はおそらく申の公族(王族)出自 であり、申文王之孫州衆簠銘に見える「申文王」の諡称例〈(表2) -4〉を参考とするなら、「遅王」 は「申遅王」を指していたものと思われる³⁴。

この申の故地の候補地として、従来3つの地点が挙げられており、その比定の是非を巡って議論が交わされてきた。3地点とは、(1)「河南省南陽市付近」、(2)「河南省信陽市付近」、(3)「陝西省の関中地域北辺の某所」³⁵⁾であり、このうち『通典』巻183:申州条に典拠がある(2)に関してはその比定時期が後代に降ることから、申、呂が春秋時代の前7世紀前半に楚によって併合された後、その遺民が東遷して入居した地であると解釈する説が一般的となっている³⁶⁾。

これに対し、(1) と(3)については、金文や文献に見える「西申」と「南申」をいずれに充てるべきであるかを巡って、解釈が分かれることになった。第三章で後述するように、申は幽王敗滅に大きく関与していたのであるが、それ以前に幽王と対立する宜臼(のちの平王)が避難した先が『竹書紀年』や清華簡『繋年』では「西申」と記されており、先述のように申の移封先は河南省南陽市付近であるとされることから、「西申」とは(1)の申を指すと考えたのが顧鉄符 1979 等であった 37 。しかし、南陽市では 1981 年に「南申」の銘のある仲稱父簋が出土したため 38 、徐少華1994・2015 や李峰 2007 等は南陽市を「南申」に比定し、(3)を「西申」に比定されたのである 39)。

『史記』秦本紀によると、西周期において甘粛省東部出自の秦は申侯と姻族関係であったとされており、その申侯は西安市付近の驪山を祭祀対象としていたものと見られる⁴⁰⁾。また西周金文では、厲王の頃に申季等の申氏が内諸侯として活動しており、大克鼎銘(中期前段 [2513])や厲王 27 年の伊簋銘(後期 [5339])によると冊命儀礼の右者に任ぜられている⁴¹⁾。同様に、申と一体の関係であるとされる呂氏も、金文史料に拠ると西周中期に王官として顕著な活動を示している⁴²⁾。

一方、幽王打倒の戦役で申と共闘したとされる勢力の一つが犬戎であるが、犬戎は金文の玁狁を指すとされており、玁狁は厲宣期頃から涇河流域や洛河流域を辿って南下して関中王畿内に侵入を繰り返しており、宗周にも脅威を与える存在であったと考えられている⁴³。玁狁と申が幽王打倒で共闘していたとするなら、申も玁狁と隣接する地に所在していたと考えるのが自然であろうし、文献的には『山海経』西山経で涇河上流域に「申首之山」や「申水」等の申ゆかりの地名が見出せる⁴⁴。また、呼称の面でも方角的に王畿から見て南方に位置する南陽市よりも適当であると主張され、(3)が「西申」の地に同定されたのである⁴⁵。

しかし、『山海経』を典拠とするのは穏当とは言えないであろうし、また玁狁と申が共闘したからと言って、両者が隣接して所在せねばならない必然性もない。

ここで参考とすべきは、史料源の違いを考慮して比定地を検討した吉本道雅 2017 の所論である。 氏は、同時代史料である金文と後代の編纂物である文献史料とを同じ次元で扱うべきではないと指摘され、「南申」はその銘器が出土した(1)に比定され、また「西申」は後に戦国代頃になって南陽市より東方に位置する(2)と(1)とを区別するために生まれた呼称であるとされ、要するに呼称された時期が異なるのみで「南申」、「西申」共に(1)に比定されたのである。

但し、吉本説では(3)の所説を強く否定するあまり、関中王畿と申との関係性を極力排除しようとする傾向が認められる。例えば、申の故地を山西省南部から河南省西部にかけての地とされ、

この地域に分布していた姜族をその出自に比定されているのである 46 。確かに、『詩』大雅・崧高で申,呂は河南省の「嶽」を自族の祖先神であると謡っているが、移封した後に移封先の土地神を祖神として奉仕するようになった可能性もあろう 47 。また、姜族出自を主張する根拠は申,呂が姜姓であった点に関係するが、そもそも姓は擬制的・選択的なものであり、本来の出自ではない可能性を否定できない 48 。

むしろ、先述のように秦本紀が伝える秦国の祖先伝承や金文上の申氏及び呂氏に関連する記事を参着すると、南陽市付近以外の由緒の地(すなわち発祥の地)として想定されるのは関中王畿内であると思われる。そうして、おそらくは涇河上流域よりも宗周に近い驪山の近傍にそのゆかりの地があり、次第に王官として王朝内における地位を上昇させ、『詩』大雅:崧高に「王之元舅」とあるように、厲王代頃には周王室との間に婚姻関係を形成していたものと判断される。また、地名に冠せられた方角に着目すると、戦国期に「西申」と称された(1)に対応してその東に位置する(2)は「東申」と称されたものと見られる。そうすると、西周代に「南申」と称された(1)に対応する申は「北申」と称された筈であって、その位置は(1)の北に位置する関中王畿が相応しいものと思われる。

第三章 "東遷期"における周王朝体制の変遷過程

東遷期の概況に関する記事を収載した文献史料としては、『左伝』,清華簡『繋年』や『竹書紀年』,『国語』,『史記』等を挙げることができる。

- (1) 『左伝』昭公26年条[子朝から諸侯に対する布告文]
 - ……至于幽王、天不弔周、王昏不若、用愆厥位。攜王奸命、諸侯替之、而建王嗣、用遷郟 鄏、則是兄弟之能用力於王室也。……
- (2) 清華簡『繋年』第二章

周幽王取妻于西申、生平王。王或取褒人之女、是褒姒、生伯盤。褒姒嬖于王、王與伯盤逐平王、平王走西申。幽王起師、囲平王于西申、申人弗畀。繪人乃降西戎、以攻幽王、幽王及伯盤乃滅、周乃亡。邦君,諸正乃立幽王之弟余臣于虢、是攜惠王。立二十又一年、晋文侯仇乃殺惠王于虢。周亡王九年、邦君,諸侯焉始不朝于周。晋文侯乃逆平王于少鄂、立之于京自。三年、乃東徙、止于成周。晋人焉始啟于京自、鄭武公亦正東方之諸侯。……

(3) 『竹書紀年』

幽王八年、立褒姒之子曰伯服、爲太子。〔太平御覧卷 147 皇親部所引〕

幽王立褒姒之子伯盤、以爲太子。〔太平御覧卷85皇王部所引〕

平王奔西申、而立伯盤以爲太子、(伯盤)與幽王俱死於戲。先是、申侯,魯侯及許文公立平王於申、以本太子、故称天王。幽王既死、而虢公翰又立王子余臣於擕。周二王並立。二十一年、擕王爲晋文公所殺。以本非適、故称擕王。〔左伝昭公26年正義所引〕

余爲晋文侯所殺、是爲擕王。〔通鑑外紀卷3所引〕

- (4) 『国語』
 - 〈I〉晋語一[史蘇から晋の里克に対する言説]

······周幽王伐有褒、有褒人以褒姒女焉、褒姒有寵、生伯服。於是乎與虢石甫比、逐太子宜 臼、而立伯服。太子出奔申、申人、鄫人召西戎以伐周、周於是乎亡。·····

〈Ⅱ〉鄭語[史伯から鄭桓公に対する言説]

……夫號石父、讒諂巧従之人也、而立以爲卿士、與剸同也。棄聘后而立内妾、好窮固也。 ……訓語有之、曰、「……褒人褒姁有獄、而以爲入於王、王遂置之、而嬖是女也、使至於 爲后、而生伯服。」……申,繪,西戎方彊。王室方騒、將以縱欲、不亦難乎。王欲殺大子 以成伯服、必求之申、申人弗畀、必伐之。若伐申、而繪與西戎会以伐周、周不守矣。繪與 西戎方將德申、申,呂方彊、其隩愛大子、亦必可知也。王師若在、其救之亦必然矣。王心 怒矣、號公従矣、凡周存亡、不三稔矣。……

(5) 『史記』 周本紀

(幽王) 三年、幽王嬖愛褒姒、褒姒生子伯服、幽王欲廃太子。太子母申侯女、而爲后。後幽王得褒姒、愛之、欲廃申后、并去太子宜臼、以褒姒爲后、以伯服爲太子。……褒人有罪、請入童妾所棄女子者、於王以贖罪。棄女子出於褒、是爲褒姒。當幽王三年、王之後宮見而愛之、生子伯服、竟廃申后及太子、以褒姒爲后、伯服爲太子。……幽王以虢石父爲卿、用事、国人皆恐。……又廃申后、去太子也。申侯怒、與繪,西夷,犬戎攻幽王。……遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去。於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀。平王立、東遷于雒邑、辟戎寇。……

本章では、上記の諸史料のうち特に『繋年』の記述を主軸として概況の復元を行うことにする⁴⁹⁾。ことの発端となっていたのは幽王の後継者問題であるが、その構造的背景には内諸侯大族群と外諸侯「侯」群との間における根深い対抗・競合関係が横たわっていたものであろう⁵⁰⁾。当該期において内諸侯大族群の首魁となっていたのが虢氏であり⁵¹⁾、その後援によって伯服(=伯盤)が立太子して外諸侯:申侯の外甥にあたる宜臼が廃太子されたことが王朝の内紛の始まりであった。幽王は内諸侯側と結んで宜臼を放逐し、宜臼は外戚である申国のもとへ避難することになった。この事態を受けて幽王は王朝軍を率いて申都を包囲して宜臼の身柄の引き渡しを要求したが、申侯から拒絶された。存亡の危機に瀕した申侯は呂、繒(=鄫)及び魯、許等の諸勢力と連携し⁵²⁾、包囲網を腹背から挟撃することで幽王軍を破り、ついで宗周方面に撤退する途上の幽王軍をおそらくは涇河流域方面から南下した西戎(=玁狁)等の諸戎勢力が攻撃し⁵³⁾、幽王及び伯服を戲乃至は驪山の付近で敗死させたものと見られる〈前771年〉⁵⁴⁾。

魯は当時、陝東地域の東部方面において特別な統轄権限を有していたようであり、南部方面において同様の権限を有していた申と同じく中央政界に参画し得る立場にあったものであろう⁵⁵⁾。魯と許が提携していた理由は、当時魯が許田を有してその地に権益を持っていたためであり、『詩』の魯頌でも魯と許の特別な関係性を謡っている⁵⁶⁾。

戎を「犬戎」と称するのは『史記』に始まる後起の言説であるが⁵⁷⁾、犬戎のモデルとなった玁狁等の北方勢力は上述のように厲宣期以来恒常的に王畿北辺を脅かしていた。実態はよく判らないが、玁狁を中核とする陝西及び山西の南部方面の諸戎が糾合し、連合軍の態で幽王軍を粉砕した可能性は大いにあり得るものと思われる。しかし、諸戎勢力は幽王を敗死させることはできても、周王朝を崩壊させるほどのインパクトを与えることは出来なかったものと見られる。というのは、こ

の後虢氏等の内諸侯大族集団が直ちに携恵王(『繋年』によると幽王の弟: 余臣)を擁立し、関中王畿 の政治秩序を回復したからである⁵⁸⁾。

携恵王政権はこれ以降約 20 年間にわたって存続しており〈前 770 - 前 750〉、かなり安定した政権であったものと考えられる 59 。晋国も、宜臼保護に参画していなかった点を見ても判るように携恵王政権を支持していたものと見られ 60 、また同時期に関中王畿の周原との間に交流関係を有していたと見られる楚国も同政権の側に立っていたものであろう 61 。というより、この時期、宜臼は外諸侯国である申国に亡命して庇護される一王子の立場に過ぎなかったものと推定され、客観的に正統性を主張し得る王権は携恵王政権以外に存在していなかったものと判断される。

ところがその後、前762年頃から晋と申との関係性が融和し始め(この年次における晋による淮域方面の蛮討伐自体は、携恵王政権の指令に拠ったものと思われる)⁶²⁾、前750年に至ってついに晋文侯が翻意して携恵王と抗争状態に入り、携恵王を敗死させたのである。

しかし、この時点においても内諸侯大族集団が支える関中王畿政権は多少の動揺に晒されながらもなお存続したものと見られる。というのも、秦本紀に同年、秦が岐山以西を制圧して周の遺民を収容したという記述があり⁶³⁾、携恵王敗死に伴う混乱に乗じた秦の東進を伝える記事であると考えられるのであるが、見方を変えれば岐山以東の地にはいまだ秦の勢力は及ばなかったということであり、周原全体を抑えたわけでもなく、また関中王畿全体で見ると西の方約5分の1程の疆域を制圧した程度に過ぎなかったのである。とすると、当然岐山以東には従来通りの内諸侯大族政権が存続していたと見るのが順当であり、秦本紀で宗周付近を支配していたと伝える亳王についても、(平王を正統とする立場に立つ)文献史料では蛮夷であると伝えるが⁶⁴⁾、携恵王と同様に虢氏等の内諸侯大族集団によって擁立された周王室出自の王であった可能性も指摘出来るものと思われる。

これ以降始まるのが『繋年』に見える 9 年間の空位時代〈前 749 – 前 741〉であるが $^{(5)}$ 、事実としてこのような時期が存在したと仮定した場合 $^{(6)}$ 、晋文侯には携恵王打倒の企図はあったものの新王を擁立する構想はなかったものと考えられ、そのことが先述した亳王政権の誕生を黙視することにつながったものと見られる。そうして、申に亡命していた宜臼の擁立を画策したのは、その後新たに即位した晋昭侯と鄭荘公であったのではあるまいか(晋昭侯は前 746 年、鄭荘公は前 744 年に即位) $^{(67)}$ 。

前771年に幽王が敗死した後、河南王畿方面で着々と大疆域を形成していたのが鄭桓公に始まる鄭国であり、成周に所在する王朝軍の管理権を掌握したことで強大な武力を獲得し、東は衛国の南域まで抑え、西方では王城周辺の主だった諸邑を次々に統制下に収めていったものと見られる⁶⁸⁾。この鄭国と許田の権益をめぐって対立していたのが魯国であり⁶⁹⁾、そのためこれ以降の宜臼擁立構想に魯国は関与しないこととなった。

一方、当該期に鄭は申国と通婚関係を樹立しており(鄭荘公の母は申女)⁷⁰⁾、特別な友好関係を構築していた。従って、宜臼の奉戴を発案したのはおそらく申を母家とする鄭荘公であり、携恵王政権を打倒してその後継政権とも対抗関係が継続していた筈の晋との提携に踏み切ったものであろう。このような経緯で成立した晋と鄭の合意に基づき、前741年に晋昭侯が宜臼を申の少鄂から晋の京自に迎え入れたものと見られる⁷¹⁾。おそらくこの時点で宜臼は即位を宣言したものであろう。ところが、前739年に昭侯が家臣に弑殺されて不慮の死を遂げたため⁷²⁾、急遽、前738年に鄭荘公が自国の勢力圏内である王城の地に平王宜臼を迎え入れることになったものと見られる⁷³⁾。

では、その後の関中王畿の情況はどうであったかというと、前714年に秦がその本拠を甘粛省礼

県付近から宝鶏市付近の平陽に徙し⁷⁴⁾、翌前 713 年に亳王を撃破して宗周付近を制圧した⁷⁵⁾。だが、関中王畿の完全制圧にはまだ時を要し、前 697 年に至って関中王畿東端の華山付近にまで勢力圏を伸長させ⁷⁶⁾、ついで前 687 年についに内諸侯大族の首魁:虢氏の後裔であると見られる小虢を滅ぼしたのである⁷⁷⁾。この時点で西周王朝系の関中王畿政権はほぼ完全に解体されたものと考えられるが、黄河以西の東端に位置する芮伯や梁伯が秦に初めて来朝したのは前 677 年であり⁷⁸⁾、秦の関中支配の一応の安定化は、前 670 年代にまで降るものと思われる。

秦が関中王畿を統合しつつも称王しなかった理由の一つは、西周の残存政権と抗争を続ける上で東周王朝と提携する必要があったためであり、前708年にも秦と東周王朝は芮に対して共同軍事行動をとっている⁷⁹⁾。また、関中王畿の周遺民を穏便に統治していく上で周王朝による権威付けが有用であったことはいうまでもなく、秦は「襄公代に周の東遷に功績があり、岐豊の地を統治する権限を周から認められた」とする伝承を創作して⁸⁰⁾、政権としての正統性の根拠としていた。従って、秦の称王は名実ともにあり得ない事態であったと言えるであろう。但し、一方で襄公以降は独自の受命思想も堅持しており⁸¹⁾、周的な南北方向の墓制を避けて伝統的な東西方向の墓制を墨守する等⁸²⁾、殷周文化との差別化も同時に図っていたものと見られる。

また、関中地域における称王の伝統はその後も連綿と受け継がれたようであり、涇河流域以北の地に出現した義渠王や宝鶏市付近以西に勢力圏を有した獂王等の諸王も、その系譜に位置づけることができるであろう⁸³。

第四章 楚国の称王とその経緯

先述のように、東遷期において楚は本来の周王朝である関中王権との提携関係を継続していたものと見られる。だが、そのため携恵王政権と対立する申国との間には潜在的な対抗関係が醸成されることになった。

鄂侯反乱が鎮圧された後、その故地の北部である河南省南陽市方面には申、呂が封ぜられて王朝支配の再建が図られることになったが、旧鄂国の南部に広がる漢水流域方面には鄂国の滅亡を機として曽国の勢力が伸長してきたものと考えられる⁸⁴⁾。曽国は文献上では随と表記される外諸侯であり⁸⁵⁾、本来は湖北省随州市淅河鎮葉家山付近から発祥した異姓諸侯であったが⁸⁶⁾、西周前期から周王朝の支配に対して協力的であり⁸⁷⁾、後には姫姓に擬制して周王室出自を主張するに至ったものである⁸⁸⁾。そうして、鄂の発祥の地は曽の西方の随州市安居鎮羊子山付近であったものと考えられるため、曽国の西進は鄂国の旧領の併呑を意味していたものと見られる。同時期、楚国は宜昌市万福堖付近から東進して漢水流域への勢力拡大を図っており、ここに楚、曽間に戦端が開かれる契機が存した。

楚は武王代に入り、曽と攻防を続ける一方で漢水中流域の要衝である鄧国との接近を図り、通婚関係を形成した⁸⁹⁾。鄧国も曽国と同様に西周前期以来,周王朝との間に密接な交流関係を構築しており⁹⁰⁾、宗周圏内の西安市馬王鎮張家坡墓地や河南省平頂山市滍陽鎮の応国墓地では鄧氏の銘器が出土し⁹¹⁾、関中王畿内の東端である鄭地にも鄧氏の新分族が配されていたものと見られる⁹²⁾。楚が鄧とコンタクトをとろうと意図したきっかけは、漢水を挟んで対峙する曽との戦局を優位に進めようとする思惑からであったと考えられるが⁹³⁾、この試みは新たに鄭との対抗関係を引き出すことに

もつながった。

鄭は東遷時期にまず河南王畿内の劉(留)を拠点とし、ついで鄶、東虢を併合して順次南方へと勢力圏を拡張し、新鄭の地に本拠を定めており、もともと南方方面への進出志向が強かったものと見られる⁹⁴⁾。そうして、この時期に鄭は先述したように申と通婚する一方で鄧とも通婚関係を形成しており(鄭荘公夫人: 鄧曼は後の厲公の母)⁹⁵⁾、ここに鄧との提携関係の成否を巡って鄭と楚が競合関係に入る機縁があったのである。

そうして、鄭と結ぶ申と楚の潜在的な敵対関係が武力衝突として表面化する直接的契機となったのが、前741年の平王即位であったものと考えられる。すなわち、平王即位によって王朝の外戚としてのポジションを獲得した申国の政治的地位が急上昇し、そのことが楚にとっては大きな脅威に映じたものであろう。こうして、最大の対抗相手に転じた申国の「申王」に対して取り得る楚の最も効果的な一手が、申との対等性を象徴する「王」称謂の導入であったものと推察されるのである。

そもそも、称王習俗は申、呂を介して楚に移入されたものと推定される。その相承関係を端的に 示唆しているのが、河南省南陽市淅川県下寺に形成された楚国の王族:遠氏の家族墓地である⁹⁶⁰。 薳氏は楚君の蚡冒 (武王の兄) を始祖とするとも伝える王族であるが⁹⁷¹、当該地は南陽市の西端部 に位置し、南方の楚文化圏と北方の周文化圏が交錯する文化的ターミナルのようなコミュニティを 構成していたようであり、墓地からは周王室系の畢氏や上鄀公等の楚王族以外の関連銘器が出土し ている⁹⁸⁾。中でも注目すべきは「宣王」と「呂王」の名の見える銘器であり⁹⁹⁾、前者の「宣王」は 器銘の制作時期が春秋中期である点を考慮すると周宣王を指すものと判断され¹⁰⁰⁾、そうすると当 該期の楚国においては「(周) 宣王の末裔」や「呂王の末裔」であることを主張する遺民諸族が貴 種視されていたものと想定することが出来るのである。このような観点は申の遺民公族に対しても 同様であり、淅川県の西南方に位置する春秋後期の湖北省十堰市鄖陽区肖家河墓葬では「申王の末 裔」であることを主張する銘器が出土しており¹⁰¹⁾、河南省と安徽省の交界出土が伝えられる春秋 後期の銘器にも「申文王の末裔」であることが主張されている1020。また、申が楚文王によって滅 ぼされた際には「申俘」の彭仲爽が楚の令尹に抜擢されているが¹⁰³⁾、『左伝』で個人名が確認され ている歴代の令尹のうち王族出自以外の者は彭仲爽のみであり、申国出自者が貴種として処遇され ていたことを示す好例であると見ることができる。また、南陽市八一路付近の彭氏墓地では「申公 彭宇」や「申公之孫無所」、「申公之孫彭子射兒」等の銘器が出土しており、彭仲爽の後裔は申公 (楚の県尹としての公)の地位をも相承していたものと考えられている¹⁰⁴⁾。

他方、呂も申滅亡の後しばらくして楚に併合されたものと推定されるが、前掲の呂王銘器に「余 呂王之孫、楚成王之盟僕」と特記している事跡に拠ると、或いは従属した当初は同盟国的な立場を認められていたのではないかと考えられる¹⁰⁵⁾。歴代周王のうち特に宣王の末裔が貴種視されていたのも、宣王が申、呂の封建を差配した当事者の王であったからに他なるまい。従って、楚は政治的には申、呂を容喙せざる敵国と見做していたものの、文化的な側面では敬事すべき対象であると認識し、その周系文化の移入に前向きであったものと想定され、その中に称王習俗も含まれていたものと考えられるのである¹⁰⁶⁾。

そうして、この場合の称王は周王朝との敵対関係に直結する(換言すれば、周王朝への反逆を意味する)ような性質のものではなかったことは、申の称王事例に着目すれば明らかである。

すなわち、「申王」の企図はあくまで周平王の擁立であって、自ら「周王になり替わる」いわば新王朝を樹立する王になろうとは一度も試みていなかったのであって、周王以下の「諸侯レベルの王」であると自他ともに了解していたものと見られる。従って、楚の称王も周王に対抗することを決意してなされたものではなく、江北の最大勢力となっていた申王に対抗することを主目的になされた諸侯対策上の措置であったと評価するのが適切であると考えられる。換言すると、楚の称王は非公式称王者同士の抗争の次元に属するものであって、申王の称王と同様に新王朝の樹立を意味する行為ではなかったのである。

しかし、申との抗争は、好むと好まざるとに関わらず東周王朝と楚の抗争関係を惹起することに繋がった。それは、申が平王の外戚であったためであり、また申国が平王を始祖とする東周王朝にとって創業の故地でもあったためである。

平王は洛陽市第27中学で発見されたC1M10122 亜字形墓の墓主であると推定されているが¹⁰⁷⁾、同墓は周公廟墓地で発見された小型の周的亜字形墓とは異なる巨大墓葬であり¹⁰⁸⁾、殷王朝の王墓の形態を意識的に継承して建造されたものと思われる。王朝の世祖としての自覚のもとに、周王室の再建を目途とする中興の主であることを明示するためのモニュメントであったのであろう。このような志向性は文献史料にも反映されており、東周代に入って携恵王は「偽王」として強く貶められるようになり、また携恵王と平王の両王並存情況を史実として強調することで(しかも携恵王より先に即位)、平王が当初より携恵王に匹敵する王として在位していたと明示しようとしたのである。また、同様の作為に掛かるのが、幽王期に既に平王が即位していたとする伝承であり、幽王以上の正統性を平王に与え、幽王、携王を否定的な王として一括し、それに正統の平王を対置しようと意図していたもののように思われる。そうして、『史記』に至ると、幽王没後直ちに唯一の王として平王が登場したかのような虚構の歴史を創作し、携恵王の存在自体を葬り去ろうとしたのである¹⁰⁹⁾。従って、東周王朝にとって、自らの特別な王である平王と特別な仇敵関係となった楚国は必然的に相共存し得ない敵手となったのであり、やがて周と楚は際限のない抗争関係に入っていくことになったのである。

おわりに

本稿では、西周から東周への移行後に新たに見出される称王事跡の意味について、特に楚の称王を取り上げて検討した。

第一章では、両周交替期における称王事跡を考察する前提として、西周代における一般的な称王 事例について検討した。そうして、その称王事跡が関中王畿内のみで見出され、王朝創業期以来の 慣例として周王朝から黙認されていた点について確認した。

第二章では、上記の関中王畿内諸王とは異なり陝東地域に拠点を置いた西周代称王者の事例として、申、呂の称王について考察した。そうして、申、呂の出自が関中王畿内であり、関中王畿から移封先の河南省南陽市付近に称王習俗が伝えられたものと考えた。

第三章では、清華簡『繋年』を主な史料源として東遷期の政治的推移について検討した。その結果、携恵王政権に始まる関中王権が約30年間に渡って正統王権として存続しており、晋や楚も基本的に関中王権を支持していたと見られる点を指摘した。すなわち、同時期の平王宜臼はいまだ申

国によって庇護される亡命王子の一人に過ぎず、二王並存乃至は平王単独の称王とされるような情況は後世になって平王の正統性が強調されるようになってから形成された創作故事であったものと推定した。

第四章では、楚の称王過程について検討した。楚は東遷期において、本来の周王朝である関中王権を支持していたが、それは関中王権と対立する申の宜臼との対抗関係に繋がるものであった。そうして、やがて宜臼が晋、鄭と申の後援を受けて平王として即位すると、楚は王朝の外戚となって権勢を強化した申王に対抗するため、他ならぬ申、呂からかねてより伝来していた称王習俗に基づいて楚王を称したものと考えたのである。

この場合の称王は、申王の事例を見れば判る通り決して周王権に対する反逆を意味するものではなかったのであるが、平王の出自国である申を滅ぼすことにより楚は必然的に平王政権ひいては東周王朝と敵対関係に陥ることになったのである(但し、楚国は周文化に対しては敬事しており、周王朝を打倒しようという構想は持ち合わせていなかった)。このような周,楚間関係の原点が、春秋期の晋,楚間における南北対抗の図式の源流となったものであろう。そして、楚の称王が発端となって江南に称王習俗が伝播・浸透することになり、徐,呉,越等の称王者が叢生する結果に繋がったものと考えられ、いずれも「諸侯レベルの王」として自他共に任じていたものと思われる。要するに、両周交替期に新たに現れた称王者の王権は、周王権の絶対性・至上性を毀損する性格のものではなく、新王朝の樹立や王朝交替の展望も無論持たないものであったのである。

では、これに対して春秋、戦国の交替期に現れた称王者の王権は、周王権に対してどのような関係性を有していたのであろうか。この点についての考察は、爾後の課題としたい。

注

1) 周原甲骨の H11・83 に「曰、今秋楚子来、告父後、哉」とある。なお、H11・14 の「林伯」を李学勤 2011 は「楚伯」と字釈されており、H11・83 の「楚子」と同一人物であった可能性について指摘されているが、当面、徐錫台 1987 及び朱岐祥 1997 の解に従い、上記のように字釈しておく。

君主称謂としての「子」については、拙稿 2017 参照。「子」は殷代以来の君主称謂であり、西周代以降においては主に辺域の諸侯が用いていた。楚以外には、黄子、秦子、番子等の称謂例を挙げることができる。なお、朱鳳瀚 2017 は「国名(+)子」の例として「楚子鰀」や「曽子単」等の用例を列挙されているが、ほとんどが「国名(+)子某」〈=某国の子某〉の事例として解釈出来るものであり、この場合の「子」は曹錦炎 2015 が指摘されているように、一種の美称として捉えるべきであろう。また、「楚子棄疾」の例は「曽子季関臣」の例等を参照するならば、「国名(+)子〔伯仲叔季〕某」〈=某国の子(伯仲叔季)某〉の省略型として理解される。

- 2) 胡国については、周原甲骨の H11・232 に「其于伐胡侯」とある。 員伯の例〔繁簋銘(前期 [5150])「公命繁 伐于員伯。 員伯蔑繁曆、賓柀廿,貝十朋」〕等と同例であると見るならば、「伐」は "討伐" の謂いではなく "蔑 曆" の義で解釈するべきであろう。 周政権から胡国に対して「贈与」が行われた事跡を伝えたものと考えられる。 胡国の地望については、汝河中流域の河南省漯河市郾城区や穎河下流域の安徽省阜陽市に比定する説がある(陳槃 1969、胡国条参照)。なお、本稿では関中王畿以東・以南の周王朝直轄地外の諸地域を「陝東地域」と 総称することにする。
- 3) 昭王による楚征伐に関する金文史料としては、過伯簋銘(前期 [4771]), 堆叔簋銘(前期後段 [4866-4867]), **太**簋銘(前期後段 [4895]), 令簋銘(前期 [5352-5353]), 憂簋銘(前期後段 [4585]), 京師晩尊銘(前期 [11784]), 胡応姫鼎銘 [『銘続』(中期前段 [221])] 等を挙げることができる。『竹書紀年』に「周昭王十九年、天大曀、雉兔皆震、喪六師於漢」〔『初学記』巻7地部下所引〕とあり、また「周昭王末年、……其年、王南巡不返」〔『太平御覧』巻874 咎微部所引〕とある記述に拠ると、今次の征伐は失敗に帰したものと考えられる。
- 4) 西周中期の生史簋銘(中期前段[5077]) に「召伯命生史使于楚。伯賜賞。……」とある。また夷王 16 年の 士山盤銘(中期[14536]) では「……王呼作冊尹、冊命山。曰、于入葬侯、出、徴鄀、荊、方服、曁大藉服、

- 5) 万福堖集落は西周前期偏晩に形成され、春秋前期に最盛期を迎えたとされる。湖北 2016 及び張昌平 2021 参照。張氏は、楚国の政治的中心地が西周中晩期に万福堖以東の漳河・沮河一帯に移動したものと見ている。そうして、春秋前期以降になって漢水中上游一帯にまで楚の勢力圏が及んだものと推定している。なお、万福堖遺址が注目される以前は、楚の起源地を漢水上游に求め、当地から南遷して長江方面に至ったとする説が一定の支持を得ていた(例えば、商丹盆地を起源地に想定する王輝 2009 の所説等)。
- 6) 周の文化を受容した族は、〔「伯仲叔季孟」への分族化→称「公」→称「侯」〕というように段階的に新たな君 主称謂を導入していったものと考えられる。拙稿 2017 参照。
- 7) 北趙晋国墓地 M64 を晋穆侯墓に比定する見解及び出土銘器については、北京 1994 及び北京 1995 参照。横水 鎮横北倗国墓地 M2055 及び出土銘器については、山西 2022 参照。なお、山西 2022 では M2055 を西周中期偏 晩に断代されているが、出土剣銘を「楚公逆」と字釈する以上は(後述する逆の在位年代から推して)西周後 期に繋けるべきであろう。
- 8) 『左伝』 桓公2年条に見える條の役と千畝の役は各々宣王39年及び42年に繋年され、いずれも晋軍と王朝軍の共同出兵によるものであった。出征年代及び事跡の補正及び晋侯在位年代の補正については、吉本道雅1987の所説に従う。また、晋侯蘇鐘銘(後期[15298-15313])によると、晋献侯は宣王による夙夷征伐戦に参与していた。
- 9) 『史記』 晋世家: 穆侯 4 年条「取斉女姜氏爲夫人」とある。西周中~後期に、周王朝が構想した婚姻ネットワークに関しては、拙稿 2018 参照。王朝は、山東方面や山西方面、河南方面等、地域別に婚姻関係を構成して対象地の内外諸侯群との提携強化を図っていた。
- 10) 宣王12年に王朝系の斉胡公派がクーデタを起こし、斉厲公を弑殺した。しかし、間もなく厲公派が巻き返して文公を即位させ、胡公派を殲滅した。『史記』斉太公世家参着。同じ宣王12年には魯懿公が王朝の支持のもとで即位しており、斉国の紛乱も、同国を統制下に置こうと画策する王朝の意図のもとでなされたものと見られる。
- 11) 楚君在位年代の補正については、吉本道雅 2005: 第二部下篇第二章の所説に従う。但し、清華簡『楚居』では、文例からして酓咢(熊咢)と若囂(若敖)は兄弟の輩行として扱われている。また、楚世家では[若敖→ 霄敖→ 蚡冒]となる継位関係が、『楚居』では[若敖→ 蚡冒→ 零敖]となっている。『楚居』の記述は系譜関係上の異伝であり、俄かには楚世家との正誤を断定することは憚られるので、参考までに指摘しておくに留める。

なお、楚世家系譜で、熊咢の4代前に繋けられる熊渠の子輩に句亶王、鄂王、越章王の諸王号が認められ、武王以前の称王事例であるかのようである。しかし、このうち鄂王について『史記正義』所引『括地志』に「今鄂王神即熊渠之子神也」とあり、吉本氏も指摘している如く(吉本2005: P.322)、3王の王号は、本来は神号の「王」であり、3王は前3世紀以降に楚君の系譜に組み込まれたものと考えられる。

13) 呉鎮烽『銘図』及び『銘続』,『銘三』については、本稿末尾の【参考文献一覧】参照。上記以外には、『殷周 金文集成』,『近出殷周金文集録』,『近出殷周金文集録二編』等の断代案を参考にする〈いずれも【参考文献一 覧】参照〉。

また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を [(1) 『銘図』又は『銘続』、『銘三』の断代案、(2) 『銘図』 又は『銘続』、『銘三』の著録番号]の順に付記することにする〈なお、『銘続』、『銘三』の場合、特に書名を付記している。又、『呉』、『呉続』、『呉三』の断代案等の西周早期、西周晩期、商晩期、春秋早期、春秋晩期、戦国早期を本稿では前期、後期、殷後期、春秋前期、春秋後期、戦国前期と改めた〉。また、これらに未収録のものについては、著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。

14) 盧連成・尹盛平 1982 参照。関連遺跡は、千河上流域の宝鶏市隴県付近と下流域の陳倉区賈村鎮上官村,霊隴村,浮陀村付近に集中している。

矢氏の姓については、矢王簋蓋銘(中期後段 [4823])〈〔表 1] - 8〉に「矢王作鄭姜尊簋」とあり、散伯簋銘([4652 - 4655])に「散伯作矢姫宝簋」とある点から、姜姓説と姫姓説が主張されている。西江清高 2019 は諸説を検討した上で「矢は姜姓、散は姫姓であった蓋然性が高い」(P.404)としているが、称王の経緯や後述するように王朝内において疎族として扱われていたと見られる点等から、本稿も西江氏の所見に従うことにする。これに対し、曹定雲 1999 は矢王簋蓋銘の「鄭姜」に着目し、媵器ではない場合〔嫁女の母国名(+)嫁女の姓〕であるという定則を適用して、「矢は姜姓ではない」と主張している。しかし、王鼎銘(前期 [1719])に

「王作垂姫宝尊鼎」とあるように、「垂姫」のように勝器ではなくても〔嫁女の母国名(+)夫の姓〕の形をとる例もある。また、曹氏及び陳昭容 2012 は散姫鼎銘(中期 [1440])に「散姫作尊鼎」とあり、婦人が作器者となっている場合は〔夫国の国名(+)嫁女の姓〕であるという定則を適用して、「散は姫姓ではない」と主張しているのであるが、両氏共に〔嫁女の母国名(+)嫁女の姓〕の事例もあると認めており、ただその事例数が少ないがために散姫鼎銘がその例に含まれる可能性は低いとしている。しかし、事例数の相対的な多寡を以て根拠とするのは穏当ではないと思われる。

15) 『史記』秦本紀:襄公元年条(前 777)に「以女弟繆嬴爲豊王妻」とあり、秦伯と豊王の通婚関係成立を伝えるが、この時期に秦はいまだ千河以西にまでしか到達していなかった〔秦本紀:文公 4 年条(前 762)に「至汧渭之会」とある〕。また、秦本紀:文公 27 年条に「伐南山大梓。豊大特」とあり、同条の『集解』に「今武都故道有怒特祀、圖大牛、上生樹本、有牛従木中出、後見於豊水之中」と見え、豊地は漢代の武都郡故道県に比定されるものと見られる。現在の宝鶏市南方、清姜河以東の地である〔譚其驤 1982:第 2 冊参照〕。

なお、王盃銘([14762])に「王作豊妊単宝盃」とあるのによると、豊国は妊姓であったものと見られる。但し、豊氏には姫姓の族もあり(『左伝』僖公 24 年条参着)、豊王の族とは区別して検討する必要がある。例えば、豊伯戈銘(前期 [16594]),豊伯剣銘(前期 [17806-17807]),豊伯戈銘(前期「16593」)に見える「豊伯」の諸器はいずれも洛陽市北窰遺跡の墓葬で出土しており、後述するように矢氏等と同様に関中王畿西端で疎族として遇せられていた筈の豊王族が、河南王畿に対する入植活動に積極的に関与していたとは想定し難いので、姫姓諸族の豊氏であったものと見られる。師衛鼎・簋銘(前期 [2185])[(前期 [4937])]で、「豊公捷反夷、在霰自。 賚師衛、賜貝六朋。……」というように、反夷を討伐している豊公も王朝軍を統帥していたと見られる点から姫姓豊氏であると考えるのが妥当であろうし、同じ作器者の製作による師衛鼎・簋銘(前期 [2378] [=(前期 [5142-5143])])では、「豊公使衛陟于厥啻、臨射于鬱盟城。召公賚衛貝廿朋,臣廿,厥牛廿,禾卅車。……」というように、当該期の大族である召氏と比肩する形で政治活動に従事していたようである。

- 16) 強国遺跡については、盧連生・胡智生 1988 参照。強国遺跡の茹家荘 M1 では、「矢」1 字を書した灰釉豆も出 ナレている。
- 17) 白草坡墓地については、甘粛 1972 及び甘粛 1977 参照。M2 で陘伯鼎(前期 [1592 1593])等が出土している。
- 18) M1 で潶伯尊(前期 [11596]) 等が出土している。
- 19) 甘粛 1972 は、諸伯について密人を監視する集団であったものと見ている。密国の位置は霊台県の西南方に比定される(譚其驤 1982:第1冊参照)。
- 20) 姚家河墓地については甘粛 1976 参照。M1 から羋叔鼎(前期 [1077]) が出土した。
- 21) 準伯鼎銘(中期後段 [5385])では、周王が羋伯に対して使節を通じて「乃祖克弼先王、翼自他邦、有績于大命」と述べ伝え、羋伯は「天子休弗忘小裔邦」と応じており、王畿外に疆域を有していた点が示唆される。また、今回の通使は眉敖が王官による征伐を受けて帰順した際に行われており、眉敖は負を貢納している。号甲盤銘(後期 [14539])等によると、負は南方からの献納物とされており、眉敖の乱平定に何らかの形で関与していたと見られる羋伯の封地も、その近辺に比定すべきではないかと思われる。そうすると、羋氏の本来の故地(本族の地)は南方にあった可能性がある。従って、陝東地域において例外的に非公式称王していた事例に含めるべきかとも思われるが、断定するには不十分である。また、羋氏の称王事例は諡称例に限定されており、ある種の美称としてのみ王称謂を用いていた可能性もある(この点は、後述する泉氏の王諡称事例も同様)。
- 22) 西嶺墓地については、甘粛 1976 参照。M1 から呂姜簋(前期 [4075]) が出土した。
- 23) 幽蓝自は静簋銘(中期前段 [5320]) に見え、また豳自は趨簋銘(中期 [5304]) 及び善鼎銘(中期 [2487]) に見える。豳氏の姓については、豳王盉銘(中期 [14723]) 〈[表1]-10〉に「豳王作姫姊盉」とあり、また豳王鬲銘([2776-2777]) 〈[表1]-13〉に「豳王作姜氏齋」とある例を参照すると、姫姓もしくは姜姓であったものと推定される。いずれとも決しかねるが、前述した矢氏同様に称王の経緯等を考慮し、本稿では暫定的に姜姓説を採っておくことにする。
- 25) 土器群 3 集団については、西江清高 2019: 第二部: 第6章~第12章参照。
- 26) 各諸王の称公例及び分族称謂例については、拙稿 2016, 2017 参照。なお、本稿では王畿内に封邑を有する諸侯を(王畿) 内諸侯と呼称し、王畿外に疆域を有する(王畿) 外諸侯と弁別することにする。
- 27) 拙稿 2008b で論じたように、矢氏をはじめとする称王族は「周的君臣関係」を象徴する公的儀礼である冊命 儀礼に基本的に関与せず、右者どころか受命者にもなり得ないのが通常であった。これは、称王諸族を王朝儀 礼から排除して介入することを拒絶し、疎族として遇しようとする措置であったものと見られる。後述するよ

- うに、(後に称王族となる) 申氏が冊命儀礼に参与し、右者にまで昇進した事例が見出されるが、申氏はもともと内諸侯以下の族であったものと考えられ、西周初から内諸侯国を形成していた矢氏等とは事情を異にしていたものと思われる。また、矢氏等の称王開始時期が西周前期にまで遡るのに対して、申、呂の称王が明確に確認される時期は西周後期にまで降るのであり、矢氏等の称王を模倣して王称謂を導入した後起の称王族であったものと考えられる。この点からも、申、呂の称王事例は矢氏等の事例とは区別して考察することが適当であるように思われる。
- 28) 周公廟甲骨では「亶王」、「王季」、「文王」等の呼称が見出され、殷末の時点で周君は称王していたものと見られる(飯島武次2013:第1部:2)。但し、殷王朝からは「周侯」と呼称され[合集20074]、諸侯として遇されていた。
- 29) [表 1] に買王や昆疕王等の用例も見えるが、いずれも故地が特定されないため、王畿内に所在していた可能性を否定出来ない。但し、例外的なサンプルとして一例、泉氏による釐王の王諡称事例がある〈[表 2]-1〉。称謂者となっている泉氏は西周中期において武官として淮夷との抗争に従事しており、陝東地域の淮河流域方面で活動していたものと見られる(拙稿 2012 参照)。泉氏は、周初に反乱を起こした泉子聖の後裔であると考えられ〔大保簋銘(前期 [5139])〕 [清華簡『繋年』第三章にも泉子耿の反乱記事が見え、『史記』周本紀の武庚禄父の乱説話の原型になったと見られている]、殷遺民の中でも特殊な家柄であり、称王していた動機もその辺りに求めることが出来るであろう。だが、殷遺民は多く王畿内にも集住しており、特に臣属する以前の履歴が特殊である泉氏の場合、王朝から一定の監視を受ける立場でもあったのではないかと思われる。従って、本貫地自体は王畿内に所在し、淮域には武官として出張していたのではないかと想定されるのである。仮に淮域で称王していたとしても、先述した羋氏の事例と同様に、諡称の範囲に留まるものであったと思われる。ところで、王曉杰 2022 は、泉子艅甗(王氏は西周前期偏晩に断代)の発見地に因んで河南省南陽市内郷県大橋郷郭崗付近を泉氏の故地に比定されている。泉氏の本貫地であるか否かは別として、当地は南陽盆地の西縁に位置し、南陽方面に称王習俗が移入された可能性を示す最初期の事例として、注目される。
- 30)「申,呂(=甫)」を一体のものとする言説は、『左伝』成公7年条や『国語』鄭語,『詩』大雅・崧高に見える。
- 31) 厲王による陝東地域への適省を確言できる史料は、現行では厲王元年条と33年条の器銘しか見出せないため 〔叔尃父盨銘(後期 [5657-5660])、晋侯蘇鐘銘(後期 [15298-15313])〕、本稿では仮に鄂侯反乱の勃発年を 厲王33年に繋年しておくことにする〈晋侯蘇鐘銘は宣王代の事跡を扱った器銘であるが、冒頭部分に見える適省記事箇所は厲王代の器銘の転写であるとする吉本道雅2004の所説に従う〉。但し、鄂侯反乱を伝える禹鼎銘(後期 [2498-2499]) では王の親征について言及されていないので、鎮定前後に厲王が適省したという仮定に 基づく。

西周前期における鄂国墓地は、湖北省随州安居鎮羊子山で発見されている(随州 2009)。その後、鄂国は河南省南部方面に進出したようであり、鄂侯反乱時におけるその本拠の地望は南陽市付近に比定されている(柴中慶 2007)。なおこの点については、春秋前期における鄂国遺民墓地が南陽市新店郷夏餉鋪で発見されていることからも傍証される(河南 2019a ~ c、河南 2020a)。

- 32) 申の南陽封建については、『詩』大雅・崧高にその事跡が見える。申国出自とされる彭氏の家族墓が南陽市八一路墓地で発見されており(河南 2020b、南陽 2011)、同じく南陽市の北郊の墓葬で出土した南申伯大宰の銘器〈本文にて後掲〉の断代は西周後期に繋けられている。また、春秋前期から春秋後期にかけての申国遺民墓地が南陽市新区李八廟で発見されている(河南 2020c)。呂国が申国の西隣に所在した点については、尹俊敏2011 参照。
- 33) 『竹書紀年』に「申侯」の称謂が見える〈本文にて後掲〉。入臣後一定の期間を経た後に「侯」に任ぜられたと推定される例としては、他に鄧国や息国の事例を挙げることができる。鄧君及び息君は西周金文上で「鄧伯」又は「息伯」と呼称されているが、『春秋経』桓公7年条に「鄧侯吾離」とあり、また『左伝』隠公11年条に「息侯」と見える。春秋経伝においては諸侯爵位の貶称化はあり得ても尊称化は通常見られないので、鄧君と息君は後に「侯」に任ぜられていたものと見られる。
- 34) 南申伯大宰の器銘の「遅王」を、李学勤 1984、張曉軍・尹俊敏 1992、徐少華 1994 は周夷王に同定している。しかし、申伯は『詩』大雅・崧高で「王舅」、「王之元舅」とされており、厲王との間で姻族関係を形成していたことが判る。従って、或いは「厲王の孫」が大宰に就任することはあり得たとしても、「夷王の孫」が任ぜられる事態は想定し難いので、周夷王に同定する説は誤りであろう。
- 35) 比定地が明確に特定出来ないため、「陝北」、「宗周西北の地」、「豊鎬以西の地区」等、論者によって多様な表現が用いられている。
- 36) 信陽を申の遺民の東遷先と見る説は、孫重恩 1988, 徐少華 1994, 李峰 2007, 趙燕姣・謝偉峰 2012, 何浩

2019 等に見える。

- 37) 西申を [=(1) 南陽] に同定する説は、他に何光岳 1983 や何浩 1982 等に見える(但し、何浩氏は後に[=(3) 陝北] 説に転向している〈何浩 1988〉)。
- 38) 仲毎父簋の出土事情については、崔慶明 1984 参照。
- 39) 西申を [=(3) 陝北]、南申を [=(1) 南陽] と見る諸家には、他に宋公文 1982, 李学勤 1984, 張曉軍・尹俊敏 1992, 孫重恩 1988, 趙燕姣・謝偉峰 2012, 何浩 2019 等がいる。また、石泉 1988 も「西申」を(3) に比定している。なお、申国の具体的地望について、李峰 2007 は涇河上游の犬戎(玁狁)の東隣に比定しており、呂国も涇河上游に比定している。一方、徐少華 2015 も申国を涇河上游に比定しているが、呂国について徐少華 1994 は山西中西部に比定している。なお、胡子堯・井中偉 2021 も申, 呂の起源地を涇河上游に比定している。また、李峰 2007 や徐少華 2015 等は、(3) の「西申」が幽王敗滅をもたらした申であり、(1) は敗滅に関与していなかったとする。
- 40) 甘粛省甘谷県毛家坪で西周後期から戦国期にかけての秦国墓地が発見されており(早期 2022a, b)、関中王畿 以西の甘粛東部に秦の故地を求めることができる。秦本紀では、秦国の祖の大駱と「申侯之女」の婚姻故事を 伝え、また申侯の祖として「驪山之女」の名が挙げられている。吉本道雅は「驪山之女」を「おそらくは驪山 の神格」(吉本 2005: P.380)と推定している。
- 41) 大克鼎銘は、厲王 18 年の克盨銘(後期 [5678])や厲王 23 年の小克鼎銘(後期 [2454 2460])の断代に従い、厲王期に繋けるべきものと思われる。

申氏については、孝王5年の裘衛鼎一銘(中期前段 [2497])で「厲有嗣申季」が邦君厲の属官として活動しており、もともとは内諸侯以下の族であったものと見られる。また、周王との賜与関係の事例に着目すると、申簋蓋銘(中期前段 [5312])や申鼎銘(中期 [2441])で冊命儀礼の受命者や受賜者として現れている。

ところが、厲王 27 年の伊簋銘や同じく厲王期と見られる大克鼎銘では冊命儀礼の右者に任ぜられており、孝王期から厲王期までの間に族としての力量をステップ・アップさせていたものと見られる。吉本 2017 は内諸侯以下の申氏と右者の申氏とを別族であるとするが、同名で事例の時期が異なっているだけであり、同族であると判断して差し支えないと思われる。徐少華 2015 や徐雁宇 2016 も同族であると判断している。

- 42) 班簋銘(中期 [5401]) では、呂伯が毛公を総監とする征伐戦に従事しており、静簋銘(中期前段 [5320]) では呂犅が耋京での射礼に参与している。
- 43) 宣王5年の号甲盤銘(後期 [14539])に「王初各伐玁狁于醫廣」とあり、宣王初年頃から玁狁の本格的な侵入が始まったものと見られる。厲王代末年から共和期にかけての王朝の混乱がその好機とされたものであろう。『詩』小雅:六月に「玁狁匪茹、整居隻穫。侵鎬及方、至于涇陽」とあるのに拠ると、涇河流域を南下して宗周:鎬京周辺にまで脅威を与えていたものと見られる。玁狁と周王朝の抗争史については、李峰 2007:第三章参照。
- 44) 西山経に「……西北三百里、日申首之山、……申水出于其上、潜于其下。又西五十里、日涇谷之山、涇水出焉、東南流注于渭」とあり、申地は涇河の河源に近い地域であるとされている。
- 45) 所掲の(3) を申の故地とする所説は、主に徐少華 1994・2015 に拠る。
- 46) 姜族の始祖神は、『左伝』 荘公 22 年条に「姜、大嶽之後也」とあるように、大嶽であるとされていた。
- 47) 例えば、『左伝』 襄公 14 年条に戎子駒支の始祖について「我諸戎、是四嶽之裔孫也」と述べているが、その出自地域は同条に「昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州」とあるように、瓜州であり、当該地域は関中王畿内に含まれる鳳翔の東方域であるとされる(陳槃 1988 参、P.1063 所引:顧棟高の説)。戎子駒支の族は河南王畿方面に移徙させられた後、晋に所属していたとされており、申と同様に移転後に移転先の土地神を祖先神として奉仕するようになった可能性が指摘できる。
- 48) 姓の擬制的・選択的性格については、拙稿 2018 参照。
- 49) 東遷期の概況について考察した論考としては、吉本道雅 1990・2017, 晁福林 1991, 王雷生 1997・1998, 王恩田 2012, 程平山 2015 等がある。また、特に清華簡『繋年』の記述を基軸として当該期について検討した論考としては、王紅亮 2012, 鄧少平 2012, 晁福林 2013, 王暉 2013, 劉国忠 2013, 代生 2014, 王彪 2014, 王偉 2015, 徐少華 2016, 朱鳳瀚 2016 等がある。

なお、『繋年』の釈文は、李主編 2011 及び吉本道雅 2013 に従う。また、本文では攜恵王, 擕王の呼称を携恵 王に統称する。『繋年』の成書年代については、前 334 年以前を下限とする吉本 2013 の所説に従っておく。

- 50) 内外諸侯の構造的対立については、拙稿 2008a 参照。本文にて「侯」と表現している外諸侯は、金文上では 「侯于某」の定型句を用いて侯の爵称を与えられた者を指す。
- 51) 西周後期における虢氏の強勢については、拙稿 2015 参照。
- 52) 申, 甫 (=呂), 許を一体のものとして扱う言説は、『詩』王風: 揚之水に見える。許は、『左伝』隠公11年 条に「夫許、大岳之胤也」とあるように移封後の申, 呂と祖先神を共有しており、祭祀面で連帯していたもの

と見られる。繪の故地は、河南省南陽市方城県の繪関の地に比定される(譚其驤 1982:第1冊)。許と魯との関係性については、注 56 で後述。

- 53)『詩』小雅:出車では「赫赫南仲、玁狁于襄。……赫赫南仲、薄伐西戎」とあり、「玁狁」は「西戎」に換言されている。
- 54) 幽王の死没地については、戲説(『竹書紀年』、『国語』魯語)と驪山説(『呂氏春秋』疑似、史記』周本紀, 秦本紀, 鄭世家, 匈奴列伝)がある。
- 55) 『国語』周語上に「宣王欲得国子之能訓導諸侯者……乃命魯孝公於夷宮」とあり、宣王は自ら擁立した魯孝公に「諸侯を訓導」する権限を与えたとされる(宣王32年に、王朝は魯を討伐して孝公を擁立した)。この場合の諸侯とは、直接的には東部方面に分布する外諸侯群を指していたであろう。申伯について『詩』大雅:崧高に「王命申伯、式是南邦」とあるのも同様であり、王朝は申を通じて南部方面の外諸侯群を統制しようとしていたものと考えられる。山西地域の韓侯に関して『詩』大雅:韓奕に「王錫韓侯、其追其貊、奄受北国、因以其伯」とあるのも同様の権限付与を意味していたであろう。
- 56) 許田の魯領については、『左伝』 隠公 8 年条及び桓公元年条参照。『春秋経』 桓公 7 年条で鄧侯と穀伯が魯国 に来訪していた点からも判るように、魯は本来、許を経由地として漢水流域にまで影響力を有していたものと 考えられる。また、『詩』 魯頌では「居常与許、復周公之字」というように、許を魯の旧領であると主張している。
- 57)『繋年』や『国語』に見えた「西戎」が『史記』周本紀では「西夷、犬戎」に置換され、諸世家で「犬戎」の表記に統一されたものと見られる。
- 58) 携恵王に関して、「携」字の解釈には諸説あるが、王恩田 2012 が指摘しているように臨潼で「雋亭」銘の秦代陶文が出土しており、地名であると解するのが適当であると思われる。一方、『竹書紀年』に「以本太子、故称天王……本非适、故称携王」とあり、「携」に貶称の義が認められるようであるが、范祥雍 1957 が指摘しているように、当該箇所は後人による付加であると考えられる。なお、「恵」は諡称であると判断されるが、歴代王に準じる王諡が伝承されているということ自体が携王の正統性を示唆するであろう。
- 59) 20年間在位した西周王は、吉本道雅 2004の年代補正によると、歴代 12 王中、半数以下の5 王(康王、共王、夷王、厲王、宣王)に過ぎない。王彪 2014は、『繋年』の記述に従うなら幽王死後の王室で正統とされ得るのは携王だけであったと指摘している。また、王暉 2013は、平王は幽王死後の30年間、即位していなかったとしており、同様に劉国忠 2011も「二王並立」情況の存在自体を否定している。これに対し、程平山 2015は二王並立期における携王の無力な情況を主張するが、そもそも氏は当該期において携王が関中王畿を失陥しており、河南省三門峡の虢地に庇護されていたと見ている。
- 60) 晋は斉と通婚する一方で(前注9)、蘇とも通婚している[蘇公盤銘(後期 [14404])]。また、競も斉と通婚する一方で[斉侯匜銘(後期 [14982])] 蘇とも通婚していたと見られる[魏姪妃による作器例がある一方で[魏姪妃盤銘(春秋前期 [14422])]]、蘇夫人が姪妃襄の媵器を作器していた事例があり[蘇夫人盤銘(後期 [14405])]、魏姪妃と姪妃襄は同一人である可能性があるので、號・蘇の通婚事例に含めることが出来ると思われる]。すなわち、晋、虢は通婚対象選択の面で同時期に共同歩調をとっていたものと判断され、王の奉戴に関しても虢が擁立した携恵王を晋も支持していた可能性が高いと思われる。
- 61)前述のように楚公蒙〈前 760 前 734〉の鐘が周原の召陳で出土しており、携恵王政権〈前 770 前 750〉乃至はその後継政権〈前 749 前 713 頃〉との間での交流関係が想定される。
- 62) 吉本 2017 は、『後漢書』南蛮伝に「平王東遷、蛮遂侵暴上国。晋文侯輔政、乃率蔡共侯撃破之」とあり、蔡 共侯の時期 [在位が〈前 761 前 760〉で、即位年が前 762 年であり、〈前 762 前 760〉間の事件であると考えられる] に晋が蛮討伐に従事しているが、その南征で用いられたと想定されるルート上には申が所在するため、この時点における晋・申間の友好関係樹立を主張している。

なお、春秋前期に繋けられる山西省臨汾市曲沃県史村鎮羊舌村晋侯墓地 M5 で子碩父鼎が出土しており(趙慶森 2023)、銘に「子碩父作申姜尊鼎」とあるのも、当該期における申国と晋国の密接な交渉関係の存在を傍証するであろう。子碩父は伯碩父鼎(後期 [2438])の伯碩父と同一人物であると考えられ、銘中の伯碩父は王官として従事し、「伯碩父,申姜其受万福無疆」と述べて申姜に言及しており、上述の鼎銘と彼我参照すると、王朝、申、晋間における提携関係の存立も推知することが出来る。但し、伯碩父鼎は甘粛省慶陽市合水県何家畔郷何家畔村で出土しており、そのため趙慶淼は「西申」の所在地を当該地域に求めている。しかし、申女と婚姻した者の作器が関中縁辺で出土したからと言って、当地に申国も所在したという確証にはならない。

- 63) 秦文公 16 年条(前 750)に、「文公以兵伐戎、戎敗走。於是文公遂収周餘民有之、地至岐。岐以東献之周」と ある。
- 64) 秦本紀に「憲公二年、……遺兵伐蕩社。三年、與亳戦、亳王奔戎、遂滅蕩社。」とあり、『史記索隠』に「西 戎之君號曰亳王、蓋成湯之胤。其邑曰蕩社。徐廣云一作湯社、言湯邑在杜縣之界、故曰湯社也。」とある。また、

『史記正義』では「括地志云、雍州三原縣有湯陵。又有湯臺、在始平縣西北八里。按、其國蓋在三原始平之界矣」 とあり、『史記集解』では「皇甫謐云、亳王號湯、西夷之國也」とある。なお、公名は秦始皇本紀附載王名表に 従い、「寧公」から「憲公」に補正することにする。

- 65) 李主編 2011 や王偉 2015, 徐少華 2016, 鄧少平 2012, 代生 2014 等は幽王死後の9年間を指すと見ており、また王紅亮 2012 は幽王3年から11年までの9年間であると主張している。しかし、『繋年』に見える事跡の前後関係に依拠したなら、劉国忠 2011や王暉 2013, 程平山 2015等が指摘するように、携王死去後の9年間を指すとしか読めない。
- 66) 吉本 2017 は、『繋年』の作者が王名表の誤写を用いたと仮定した場合、2次的な説明のために「亡王9年」の期間を設定した可能性について指摘している。
- 67) 『繋年』では晋文侯による平王擁立関与について述べているが、晋文侯の在位年代〈前780-前746〉から見てその関与は不可能であり、そのため吉本2017はこの辺りの『繋年』の文が信用できないとしている。だが、文侯が昭侯の誤りであるとすれば年代的な齟齬は解消されるであろう。『繋年』では、例えば第三章で「周室既卑、平王東遷、止于成周。秦仲焉東居周地、以守周之墳墓」とあり、「秦襄公」〈前777-前766〉を「秦仲」〈前844-前822〉と表記しているように、君主名を誤る場合がある(吉本2013でもこの点について指摘している)。
- 68) 『国語』鄭語に見える史伯から鄭桓公に対する言説中で「君若以成周之衆、奉辞伐罪、無不克矣」とあり、また「幽王八年而桓公爲司徒」とあるように鄭は司徒の職権で成周八自を動員し、諸邑を併合していったものであろう(王朝軍の主力となっていた成周八自については、拙稿 2012 参照)。鄭桓公については、吉本 2017 の考証に従い、少なくとも前 767 まで存命であったと見る。『左伝』隠公元年条によると鄭は衛の南域に位置する廩延を抑えており、また『左伝』隠公 11 年条によると王城近傍の鄔,劉,蔿及び黄河以北の邘を領有していた。南方への進出については第四章で後述。
- 69) 『左伝』 隠公 11 年条に鄭・魯間における狐譲の戦役の事跡が見える。狐譲は鄭と許田の中間に位置するため、 許田の権益をめぐる抗争であったものと判断される。
- 70) 『左伝』 隠公元年条。
- 71) 少鄂について、李主編 2011 は晋国の鄂(山西省郷寧)に比定されており、王暉 2013 も同様に山西地域の晋地付近に比定している。これに対し、吉本 2013 は漢代の南陽郡西鄂県(河南省南召県)をその地に比定しており、程平山 2015 も「申国の内邑」として河南省南陽市付近に比定している。一方、晁福林 2013 は鎬京付近に比定しており、また趙慶淼 2022 は涇河上游域に想定している。第二章で述べたように、平王は河南省南陽市の申で保護されていたと考えられるので、吉本説乃至は程平山説に従い、南陽の申地内であると見るのが適切であると思われる。

次に、京自について李主編 2011 や吉本 2013, 朱鳳瀚 2016 等は宗周(豊鎬)に同定するが、前述のように携 王死後も関中王畿政権は健在であったものと考えられ、擁立の当事国となった晋国内の「京自」に比定するの が適当であろうと思われる。晋姜鼎(春秋前期 [2491])や晋公盆銘(春秋後期 [6274])〔晋公盤銘 [『銘続』 (春秋中期 [952])〕〕に晋地の「京自」の用例が認められる(王紅亮 2012 も同一の史料に依拠して、晋地説を 採っている)。吉本 2013 はこれらの器銘の断代が春秋期に繋けられるため、戦国中期の編纂にかかる『繋年』 の記述の傍証とはなし得ないと主張するが、春秋期の用語が戦国期に継承された可能性を積極的に否定する反 証を示しているわけではない。

- 72) 『左伝』 桓公2年条。
- 73) 『左伝』僖公 22 年(前 638) 条に「初、平王之東遷也、辛有適伊川、見被髪而祭於野者、曰、不及百年、此其 戎乎、其礼先亡矣。秋、秦,晋遷陸渾之戎于伊川」とあり、(前 738) 以降における王城定都が傍証される(吉 本道雅 2005: P.80 参照)。

また、西周末における河南王畿内の王朝拠点が、洛河の支流である瀍河流域以東の「成周」(漢魏洛陽故城の地〔韓旗成周城址〕)と瀍河以西の澗河両岸地帯の「王城」に2分されていた点については、拙稿2012参照。本稿所掲の『繋年』に平王の東徙先として見える「成周」は「王城」の誤りであると見られる。

- 74) 秦本紀:憲公2年条に「公徙居平陽」とある。平陽の位置は、譚其驤 1982:第1冊参照。甘粛省礼県永坪郷 趙坪大堡子山で春秋前期の秦公墓 M2, M3 が発見されており(戴春陽 2000)、当該地近辺が秦公室初期の本拠 地であったものと考えられる。なお、陝西省宝鶏市陳倉区虢鎮の太公廟 M1 は、平陽定都期における秦公墓で あると見られている (陝西 2021)。
- 75) 前注64 所引憲公3年条参照。なお、同12年条に「伐蕩氏、取之」とあり、残存勢力の掃討には相当な期間を要したことが推定される。
- 76) 秦本紀:武公元年条。
- 77) 秦本紀: 武公11年条。
- 78) 秦本紀: 徳公元年条。芮公墓地は、陝西省渭南市韓城市昝村郷梁帯(陝西 2010, 同 2020) や同省渭南市澄

城県王荘鎮劉家窪で発見されている(陝西 2019a, b)。梁国の位置は、韓城市近辺に比定されている(譚其驤 1982: 第1冊参照)。

- 79) 『左伝』 桓公4年条。
- 80) 秦本紀:襄公7年条に「西戎犬戎與申侯伐周、殺幽王驪山下。而秦襄公將兵救周、戰甚力、有功。周避犬戎難、東徙雒邑、襄公以兵送周平王。平王封襄公爲諸侯、賜之岐以西之地。曰、戎無道、侵奪我岐豊之地、秦能攻逐戎、即有其地。與誓、封爵之」とある。平王による秦国封建故事の創作性については、吉本 2005 (P・387) 参照。
- 81) 秦公鐘銘(春秋前期 [15565 15569]) 〔鎛(春秋前期 [15824 15826])〕及び秦公簋銘(春秋前期 [5370]) 〔鎛(春秋後期 [15827])〕参照。
- 82) 前注74で言及した礼県大堡子山秦公墓 M2, M3 をはじめ、歴代秦公墓には意図的に東西方向の墓制が用いられていた。なお、この点については次稿で詳考する予定である。
- 83) 秦本紀: 厲共公33年条に「伐義渠、虜其王」とあり、『史記集解』に「應劭曰、義渠、北地也」とある。また、源王については、孝公元年条に「於是乃出平東圍陝城、西斬戎之源王」とあり、『史記集解』に「地理志天水有源道縣」とある。
- 84) 西周前期における曽国墓地は、湖北省随州市曽都区淅河鎮葉家山で発見されている(湖北 2011)。羊子山鄂国墓地付近を東流する潰水の下流域方面に位置しており、鄂国の東隣の地である。鄂国滅亡後、曽国が西進して漢水支流の滾河流域にまで拡延したとする見解については、張昌平 2011 参照。
- 85) かつては曽と随を別国とする所説も存在したが、現在では随を曽の別称とする見解がほぼ定論となっている。 当該議論については、拙稿 2013 参照。
- 86) 葉家山曽国墓地では、東西方向の墓葬や腰坑が検出されており、また出土青銅器に図象記号や十干諡号が見える点から、陝東系異姓諸侯であったものと判断して大過ないと思われる。
- 87) 西周前期以来、王朝からの通使がなされており、王朝の軍事拠点である「曽自」も設置されていた(拙稿 2013)。
- 88) 曽国の姫姓への擬制については、拙稿 2013 参照。なお、この点については次稿において改めて詳考する予定である。
- 89) 楚・曽の交戦記事は、『左伝』 桓公6年条、同8年条及び荘公4年条に見える。武王は曽への遠征途上で死去しており、武王代においては曽国の経略が楚国にとって最大の懸案事項であったことが判る。

鄧国の位置は、湖北省襄陽市付近に比定される(李学勤 2008)。楚, 鄧間における通婚関係については、『左伝』 荘公 4 年条, 同 6 年条参照。武王は鄧曼を夫人とし、文王を出生していた。

- 90) 鄧国も曽国と同時期に王朝から通使対象とされており、特使による賜与も行われていた(拙稿 2013)。
- 91) 張家坡 M163 で鄧仲尊(前期後段[11598-11599]) が出土している。平頂山応国墓葬出土とされる鄧公簋(中期[4648-4651]) の器銘に「鄧公作応嫚妣媵簋」とあり、鄧・応間における通婚関係の樹立を伝える。応侯は南淮夷方面の征役に従事する姫姓諸侯であった。拙稿 2012 参照。
- 92) 鄭地は、陝西省渭南市華州区近傍に比定される(李学勤 1999)。鄭地における鄧氏の新分族配置を示す青銅銘器として、鄭鄧伯鬲(後期 [2794-2796]),鄭鄧伯鼎(後期 [2108]),鄭鄧叔盨(後期 [5580-5581])がある。新分族については、松井嘉徳 2002:第Ⅲ部・第二章参照。
- 93) 但し、鄧は他方で曽ともコンタクトをとっていたようであり、鄧監簋〔『銘三』(前期 [415])〕が葉家山曽国 墓地 M107 で出土している。また、武王代においても楚・鄧間の紛争が起こっている(『左伝』桓公9年条)。
- 94) 『公羊伝』桓公11年条に「古者鄭国処于留、先鄭伯有善于鄶公者、通乎夫人、以取其国而遷鄭焉」とあるように、鄭は当初、劉(留)〔河南省洛陽市偃師区南部〕に拠点を置き、ついで東北方の東虢〔同省鄭州市滎陽市北部〕及びその南方の鄶〔同省鄭州市新鄭市西北〕を制圧した後、更に鄶の南方に位置する鄭〔同省鄭州市新鄭市付近〕に拠点を定めたものと見られる(以上、比定地は譚其驤 1982:第1冊に拠る)。[東虢→鄶→鄭]という順序で次第に南進しているのが判る。『国語』鄭語によると、東虢と鄶は一体性を持った隣国であり、東虢の虎牢攻略に関連する事跡は『左伝』隠公元年条に見える。なお、河南省鄭州市滎陽市の官荘城址は、当該期に造営された東虢乃至は鄭の遺址であると考えられている(鄭州 2016 及び河南 2015 参照)。
- 95) 『左伝』 桓公11年条。
- 96) 河南省南陽市淅川県下寺遠氏家族墓地については、河南 1991 参照。墓地内は、甲組(春秋中期後段), 乙組 (春秋後期前段), 丙組(春秋後期後段)の3組に分類される。
- 97) 『潜夫論』志氏姓に「蚡冒生鳶章者、王子無鈎也。令尹孫叔敖者、鳶章之子也」とある。無論、後代の編纂物による伝承でありこのまま鵜呑みには出来ないが、淅川県下寺 M2 で出土した鄬子棚缶(春秋後期前段 [14079 14080]) の銘には「楚叔之孫鄬子棚之浴缶」〔鄬子棚(= 遠子馮)〕とあり、楚王族出自であることは間違いないものと見られる。

- 98) 何此簠(春秋中期 [5952 5954]) 〔「畢孫何此」とある〕及び上都公簠(春秋中期 [5970])。いずれも淅川下 寺 M8 出土である。畢氏は周公廟甲骨にも見える周系古族である(拙稿 2015 参照)。他にも、同 M3 では蔡侯 の勝器が出土している。なお、南陽市八一路墓地も一種の文化的ターミナルとしての性格を持っていたようであり、養子曰鼎や許子敦、蔡侯申簠等が出土している(林麗霞・王鳳剣 2006, 喬保同・李長周 2009)。
- 99) 淅川下寺 M7 出土の東姫匜銘(春秋中後期 [15002]) に「宣王之孫、雍王之子東姫、自作会匜」とある。また、同 M10 出土の類鐘銘(春秋後期後段 [15351 15359]) 〔鎛(春秋後期後段 [15797 15804])〕に見える「呂王」については、〈〔表 1〕 18〉参照。
- 100) 河南 1991 (P.370-371) は、他の宣王称謂例〈楚宣王, 斉宣王, 韓宣恵王〉がいずれも戦国代の事例である点から、周宣王を指すと解されている。
- 101)〈〔表 1〕-17〉参照。肖家河墓葬については、鄖陽 1998 参照。
- 102) 〈〔表 2〕-4〉参照。
- 103) 『左伝』 哀公 17 年条。
- 104) 南陽市八一路彭氏家族墓地については、前注 31 参照。各器銘については、申公彭宇簠(春秋時期 [5958 5959]), 申公之孫無所鼎 [彭公之孫無所鼎 (春秋後期 [2158]): 備注所引], 彭子射兒鼎 (春秋後期 [2264]) 〔「申公之孫彭子射兒」とある〕参照。各々の墓葬については、王儒林・崔慶明 1982, 董全生・李長周 2004, 南陽 2011 参照。
- 105)河南1991 (P.365-366)に「呂国、大概是在楚成王時被楚征服、或為楚国的附庸国」とあり、また銘文中の「僕」について「意思是類是楚成王之与国」と述べており、「附庸国(与国)」として、(滅国ではなく)属国や同盟国に準じる処遇を受けた可能性について指摘している。
- 106) 関中王畿と湖北方面との間における文化的交流を示す銘器として、湖北省棗陽市郭家廟曽国墓地曹門湾墓区 M43 で出土した矢叔滌父匜〔『銘三』(後期 [1257])〕を挙げることができる。器銘に「矢叔滌父媵孟姫元母」とあり、矢・曽間で通婚関係が成立していたものと見られる(武漢 2016)。なお、関中王畿における称王習俗の 受容が楚君称王の機縁となったとする見解については、夙に梁雲 2013 が指摘している。
- 107) 洛陽 2011 及び王震 2020 参照。
- 108) 周公廟陵坡の亜字形墓群については、飯島武次 2009 (P.23-25、57-58) 参照。
- 109) 前引『左伝』昭公 26 年条に「攜王奸命」とある。ついで前引『竹書紀年』になると平王は幽王在位中に王に 即位したものとされ(無論、携恵王より先に即位)、その後の「二王並立」情況が強調されるようになった。朱 鳳瀚 2016 が指摘しているように、『竹書紀年』は魏国の史書であり、旧主である晋国の晋文侯が擁立した平王 の正統性を強く主張しているのは当然であるとも言えよう。「対于平王、則強調其被擁立是在立携王前、而且強 調其太子身分与天王之称」とあるのは適切な指摘であると思われる。

参考文献

〔金文銘・青銅彝器図像著録〕《及び略称》

呉鎮烽『商周青銅器銘文暨図像集成』(上海古籍出版社、2012)《銘図》

同上『商周青銅器銘文暨図像集成続編』(上海古籍出版社、2016)《銘続》

同上『商周青銅器銘文暨図像集成三編』(上海古籍出版社、2020)《銘三》

中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(中華書局、1984~1994)

劉雨, 廬岩編『近出殷周金文集録』(中華書局、2002)

劉雨,厳志斌『近出殷周金文集録二編』(中華書局、2010)

〔竹簡釈文著禄〕

李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡[壱]』(中西書局、2010)《李主編 2010》

同上『[貮]』(中西書局、2011)《李主編 2011》

[甲骨文著禄]

郭沫若主編:中国社会科学院歴史研究所編『甲骨文合集』(中華書局、1977~1982)《合集》

[論考/発掘報告:中文]

尹俊敏「古呂国地望的文献和考古学考察」[楚文化研究会編『楚文化研究論集』9(上海古籍出版社、2011)所収] 鄖陽地区博物館「湖北鄖県肖家河春秋楚墓」(考古 1998 – 4)《鄖陽 1998》

王 偉「清華簡《系年》"周亡王九年"及其相関問題研究」(中原文化研究 2015-6)

王恩田「"二王并立"与虢国墓地年代上限」(華夏考古 2012-4)

- 王 輝「古文字所見的早期秦 楚|「李宗焜主編『古文字与古代史』2(中央研究院歷史語言研究所、2009)所収]
- 王 暉「春秋早期周王室王位世系変局考異」(人文雑誌 2013-5)
- 王曉杰「彔子艅銅甗与彔国地望」(中原文物 2022-3)
- 王紅亮「清華簡《系年》中周平王東遷的相関年代考」(史学史研究 2012-4)
- 王儒林・崔慶明「南陽市西関出土一批春秋青銅器」(中原文物 1982-1)
- 王 震「洛陽東周王城大墓与周王室陵寝的探索」(考古 2020-6)
- 王 彪「従清華簡《系年》看両周之際王権与諸侯覇権之争」(江西社会科学2014-10)
- 王雷生「平王東遷年代新探」(人文雑誌 1997-3)
 - 同上「平王東遷原因新論」(人文雑誌 1998-1)
- 何 浩「春秋時楚滅国新探|(江漢論壇 1982-4)
 - 同上「西申、東申与南申」(史学月刊 1988-5)
 - 同上『楚滅国研究』(武漢出版社、2019)
- 何光岳「申国史考」(信陽師院学報1983-2)
- 河南省文物研究所·河南省丹江庫区考古隊·淅川県博物館『淅川下寺春秋楚墓』(文物出版社、1991)《河南 1991》 河南文物局編『滎陽官莊遺址』(科学出版社、2015)《河南 2015》
- 河南省文物局南水北調弁公室·南陽市文物考古研究所「河南南陽夏餉鋪鄂国墓地 M1 発掘簡報」(江漢考古 2019 4)《河南 2019a》
 - 同上「河南南陽夏餉鋪鄂国墓地 M7、M16 発掘簡報」(江漢考古 2019-4)《河南 2019b》
 - 同上「河南南陽夏餉鋪鄂国墓地 M19、M20 発掘簡報」(江漢考古 2019-4)《河南 2019c》
- 河南省文物局南水北調文物保護弁公室·南陽市文物考古研究所「河南南陽夏餉鋪鄂国墓地 M5、M6 発掘簡報」(江 漢考古 2020 - 3)《河南 2020a》
- 河南省文物考古研究院·南陽市文物考古研究所「河南南陽春秋楚彭氏家族墓地 M1, M2 及陪葬坑発掘簡報」(文物 2020-10)《河南 2020b》
- 河南省文物考古研究院·南陽市漢画館·南陽市文物考古研究所「南陽李八廟東周墓地発掘簡報」(中原文物 2020 5) 《河南 2020c》
- 甘粛省博物館文物組「霊台白草坡西周墓」(文物 1972-12)《甘粛 1972》
- 甘粛省博物館文物隊·霊台県文化館「甘粛霊台県両周墓葬」(考古 1976-1)《甘粛 1976》
- 甘粛省博物館「甘粛霊台白草坡西周墓」(考古学報 1977-2)《甘粛 1977》
- 喬保同·李長周「南陽発現蔡侯申簠」(中原文物 2009-2)
- 胡子堯・井中偉「周代申国考弁及其相関問題」(考古 2021-3)
- 顧鉄符「信陽一号楚墓的地望与人物」(故宮博物院院刊 1979-2)
- 湖北省文物考古研究所・随州市博物館「湖北随州葉家山西周墓地発掘簡報」(文物 2011-11) 《湖北 2011》
- 湖北省文物考古研究所·武漢大学歷史学院考古系·宜昌博物館「湖北宜昌万福堖遺址発掘簡報」(江漢考古 2016 4)《湖北 2016》
- 崔慶明「南陽市北郊出土一批申国青銅器」(中原文物 1984-4)
- 柴中慶「南陽鄂国地望考」[楚文化研究会編『楚文化研究論集』7(岳麓書社、2007)所収]
- 山西省考古研究院・山西大学北方考古研究中心・運城市文物保護中心・絳県文物局「山西絳県横水西周墓地 M2055 発掘簡報」(江漢考古 2022 2)《山西 2022》
- 朱歧祥『周原甲骨研究』(台湾学生書局、1997)
- 朱鳳瀚「清華簡《系年》"周亡王九年"再議」(吉林大学社会科学学報56-4、2016)
 - 同上「関於春秋金文中冠以国名的「子」的身分」[李宗焜主編『古文字与古代史』5(中央研究院歴史語言研究所、 2017)]
- 徐雁宇「申季諸器年世与宣世組器」(考古 2016-9)
- 徐少華『周代南土歴史地理与文化』(武漢大学出版社、1994)
 - 同上「"平王走(奔)西申"及相関史地考論」(歴史研究 2015-2)
 - 同上「清華簡《系年》"周亡(無)王九年"浅議」(吉林大学社会科学学報 56-4、2016)
- 徐錫台『周原甲骨文綜述』(三秦出版社、1987)
- 随州市博物館『随州出土文物精粋』(文物出版社、2009)
- 陝西省考古研究院·渭南市文物保護考古研究所『梁帯村芮国墓地—2007 年度発掘報告』(文物出版社、2010)《陝西 2010》
- 陝西省考古研究院·渭南市博物館·澄城県文化和旅游局「陝西澄城劉家洼芮国遺址東 I 区墓地 M6 発掘簡報」(考古与文物 2019-2)《陝西 2019a》

同上「陝西澄城県劉家洼東周芮国遺址 | (考古 2019-7)《陝西 2019b》

陝西省考古研究院·渭南市文物保護考古研究所·韓城市文物旅游局『梁帯村芮国墓地—2005,2006 年度発掘報告』 (文物出版社、2020)《陝西 2020》

陝西省考古研究院·宝鶏市考古研究所·宝鶏市陳倉区博物館「陝西宝鶏太公廟秦公大墓考古調査勘探簡報」(考古 与文物 2021 - 1)《陝西 2021》

早期秦文化連合考古隊「甘粛甘谷毛家坪遺址溝東墓地 2012 ~ 2014 年発掘簡報」(考古与文物 2022-3)《早期 2022a》

同上「甘粛甘谷毛家坪遺址溝西墓地 2012 ~ 2014 年発掘簡報」(考古与文物 2022-3)《早期 2022b》

曹錦炎「曽子戈小議」(江漢考古 2015-1)

石 泉『古代荊楚地理新探』(武漢大学出版社、1988)

宋公文「春秋前期楚北上中原滅国考」(江漢論壇 1982-1)

曹定雲「周代金文中女子称謂類型研究」(考古 1999-6)

孫重恩「申国弁」(鄭州大学学報〈哲学社会科学版〉1988-5)

戴春陽「礼県大堡子山秦公墓地及有関問題」(文物 2000-5)

代 生「清華簡《系年》所見両周之際史実説」(学術界 2014-11)

譚其驤主編『中国歴史地図集』(地図出版社、1982)

趙燕姣・謝偉峰「仲垂父篡銘与申国遷徙」(中国歴史地理論叢 2012-3)

趙慶淼「不嬰簋"畧"地与《系年》"少鄂"」(江漢考古 2022-5)

同上「曲沃羊舌墓地出土子碩父鼎的意義」(故宮博物院院刊 2023-10)

張曉軍・尹俊敏「談与申有関的几个問題」(中原文物 1992-2)

張昌平「論随州羊子山新出噩国青銅器」(文物 2011-11)

同上「論西周時期楚国的政治中心—従宜昌万福堖遺址談起」(江漢考古 2021-6)

晁福林「論平王東遷」(歴史研究 1991-6)

同上「清華簡《系年》与両周之際史事的重構」(歴史研究 2013-6)

陳昭容「「矢姫」与「散姫」一従女性称名規律談矢国族姓及其相関問題」[李宗焜主編『古文字与古代史』3(中央研究院歴史語言研究所、2012)]

陳 槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表譔異』(中央研究院歴史語言研究所、1969)〈三訂版(1988)〉

鄭州大学歴史文化遺産保護研究中心·鄭州市文物考古研究院「河南滎陽市官荘周代城址発掘簡報」(考古 2016 - 8) 《鄭州 2016》

程平山「両周之際"二王并立"歷史再解読」(歷史研究 2015-6)

鄧少平「清華簡《系年》与両周之際史実綜考」(深圳大学学報〈人文社会科学版〉29-3、2012)

董全生・李長周「南陽市物資城一号墓及其相関問題」(中原文物 2004-2)

南陽市文物考古研究所「河南南陽春秋楚彭射墓発掘簡報」(文物 2011-3)《南陽 2011》

范祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』(上海人民出版社、1957)

武漢大学歷史学院·湖北省文物考古研究所·湖北荊州文物保護中心·棗陽市博物館考古隊「湖北棗陽郭家廟墓地曹門湾墓区(2015) M43 発掘簡報」(江漢考古 2016-5)《武漢 2016》

北京大学考古学系,山西省考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晋侯墓地第四次発掘」(文物 1994-8)《北京 1994》

同上「天馬—曲村遺址北趙晋侯墓地第五次発掘」(文物 1995-7)

洛陽市文物工作隊「洛陽体育場路東周墓発掘簡報」(文物 2011-5)

李学勤「論仲爯父簋与申国」(中原文物 1984-4)

同上『夏商周年代学札記』(遼寧大学出版社、1999)

同上「論周初的鄂国」(中国文史論叢 2008-4)

同上「論鳳雛卜甲中的周王与楚」[楚文化研究会編『楚文化研究論集』10(湖北長江出版集団·湖北美術出版社、2011)]

李 峰『西周的滅亡』(上海古籍出版社、2007)〈増訂本(2016)〉

劉国忠「従清華簡《繋年》看周平王東遷的相関史実」[陳致主編『簡帛・経典・古史』(上海古籍出版社、2013) 所収]

梁 雲「戦国王陵形制的東西差別」(社会科学戦線 2013-6)

林麗霞·王鳳剣「南陽市近年出土的四件春秋有銘銅器」(中原文物 2006-5)

盧連生・尹盛平「古矢国遺址、墓地調査記」(文物 1982-2)

盧連生・胡智生『宝鶏強国墓地』(文物出版社、1988)

[論考:日文]

- 飯島武次『中国渭河流域の西周遺跡』(同成社、2009)
 - 同上『中国渭河流域の西周遺跡Ⅱ』(同成社、2013)
- 谷秀樹「西周代内外諸侯関係考」(立命館文学 606、2008)《拙稿 2008a》
 - 同上「西周代天子考」(立命館文学608、2008)《拙稿2008b》
 - 同上「西周代陝東戦略考―「自」との関わりを中心にして―」(立命館文学 626、2012)
 - 同上「西周代陝東系外諸侯帰順考―姫「冒姓」事例及び系譜改編事例に関連して―」(立命館文学631、2013)
 - 同上「西周代姫姓諸侯考」(立命館文学 642、2015)
 - 同上「西周代伯仲叔季孟考」(立命館文学 647、2016)
 - 同上「西周代公侯子男君考」(立命館文学651、2017)
 - 同上「西周代姓考」(立命館文学659、2018)
- 西江清高『西周王朝の形成と関中平原』(同成社、2019)
- 松井嘉徳『周代国制の研究』(汲古書院、2002)
 - 同上『記憶される西周史』(朋友書店、2019)
- 吉本道雅「史記原始(一)—西周期・東遷期—」(古史春秋4、1987)
 - 同上「周室東遷考」(東洋学報 71-3・4、1990)
 - 同上「西周紀年考」(立命館文学 586、2004)
 - 同上『中国先秦史の研究』(京都大学出版会、2005)
 - 同上「清華簡繫年考」(京都大学文学部研究紀要 52、2013)
 - 同上「周室東遷再考」(京都大学文学部研究紀要 56、2017)

(本学文学部非常勤講師)